

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録			
日 時	令和5年 3月13日（月）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時25分
場 所	第 1 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	川畑委員長、高橋（龍）副委員長、丸山・高橋（克幸）・松岩・ 山田各委員		
説明員	生活環境・福祉保険・こども未来・病院局小樽市立病院事務各部長、 保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋克幸委員、山田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

○（生活環境）次長

北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について御報告いたします。

令和5年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会が2月10日に開催され、議案としまして、令和5年度北しりべし廃棄物処理広域連合一般会計予算、北しりべし廃棄物処理広域連合個人情報保護法施行条例案、北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例案、北しりべし廃棄物処理広域連合職員の定年に関する条例等の一部を改正する等の条例案及び北しりべし廃棄物処理広域連合公平委員会委員の選任についての計5議案が上程され可決、同意されました。

まず、議案第1号令和5年度一般会計予算につきましては、配付をいたしました資料1ページ目の記載のとおりとなりますが、歳入、歳出ともに合計が11億4,093万4,000円となっております。

なお、関係市町村負担金の内訳につきましては、資料の2ページになりますが、規約で定める割合により算出した結果、小樽市の負担額は8億2,101万5,000円となっております。

次に、議案第2号個人情報保護法施行条例案につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、改正法が広域連合にも適用されることに伴い、同法の施行に必要な事項を定めるものでございます。

議案第3号情報公開・個人情報保護審査会条例案につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、新たに情報公開・個人情報保護審査会を設置するものであります。

次に、議案第4号職員の定年に関する条例等の一部を改正する等の条例案につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に引き上げるとともに、役職定年制を導入するほか、暫定措置を講じた再任用制度の廃止に伴う関係条例の整備など所要の改正を行うものでございます。

議案第5号公平委員会委員の選任につきましては、前任者の辞任に伴い後任を選定するものでございます。

次に、広域連合事務局長報告についてですが、まず令和4年4月から12月までのごみ処理施設の運転状況について報告がありました。お配りした資料の3ページのごみ焼却施設につきましては、搬入量が約2万7,425トンで前年同期と比較しまして0.96%の減。焼却量が約2万6,008トンで5.28%の減となっております。

次に4ページ、リサイクルプラザになりますが、搬入量が不燃ごみが約1,970トンで前年比2.9%の減。粗大ごみが約2,145トンで前年比2.66%の減。資源物系が約2,388トンで前年比2.36%の減となっております。

次に、5ページから7ページの環境監視項目につきましては、全ての項目におきまして、法令の規定値に基づき設定をしている管理値を満たしていると報告がございました。

○委員長

「「小樽市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の策定について」

○（生活環境）生活安全課長

小樽市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの策定について御報告いたします。

市では、市民一人一人が安心して暮らすことができる安全な社会を目指すため、平成18年に小樽市安全で安心なまちをつくる条例を定め、市民、事業者等と連携して安全なまちづくりに努めてきたところですが、議会では防犯カメラ設置に関するガイドラインの必要性について、町内会からは役員の高齢化などにより防犯パトロール活動に

限界があること、また、小樽警察署においても防犯カメラ設置に関する問合せを受けるなど、防犯カメラ設置について要望が寄せられています。市民の防犯意識が高まる中、地域の活動において防犯カメラ設置が増加していくことが想定されますが、防犯カメラは犯罪の抑止や事件の解決に有用である一方で、プライバシー保護に関する懸念や不安などの課題があることから、市では防犯カメラの設置者が配慮すべき事項を定めることにより、プライバシーを保護し、画像の流出や悪用を防ぐとともに、撮影される個人の不安解消を図り、防犯カメラの設置及び運用の適正化を促進することを目的に、小樽市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを策定しました。お配りしたガイドラインを御覧ください。

ガイドラインの主な内容としましては、第2条にて対象となる防犯カメラは、防犯を目的に継続して設置するもの、不特定多数の者を撮影するもの、画像記録機能を備えるものの、いずれも満たすものとしています。また、対象となる画像は防犯カメラにより撮影、記録された画像で、特定の個人が識別できるものとしています。

第3条から第9条は防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項を規定しておりますが、第7条にて、画像の利用及び提供について、法令に基づく手続により照会を受けた場合などを除いて、目的外利用及び外部への提供を禁止することとしています。

第9条では、設置者は防犯カメラの設置状況に合わせて、このガイドラインの内容に沿った基準の作成をすることとしています。

今後、本ガイドラインの対象となる防犯カメラの設置者に対し、ガイドラインに沿った防犯カメラの設置及び運用をしていただくよう周知をしてまいります。

○委員長

「「第3次小樽市男女共同参画基本計画」の策定について」

○（生活環境）男女共同参画課長

第3次小樽市男女共同参画基本計画の策定について御報告いたします。

本計画につきましては、令和4年第4回定例会の当委員会において計画案をお示しし、パブリックコメントを実施する旨を報告したところです。その後、令和4年12月27日から本年1月25日までの30日間、パブリックコメントを実施し、お配りしている第3次小樽市男女共同参画基本計画（案）に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等に記載のとおり、4名の方から53件の御意見をいただき、そのうち4件の御意見を踏まえて、計画案を一部修正いたしました。なお、No.1の御意見に対する市の考え方の別紙につきましては、計画案の2ページから4ページに記載しております。

修正した計画案は、小樽市男女共同参画行政推進本部での審議により最終案と決定いたしましたので、当委員会では委員の皆様にお示しした後、市長決裁を経て完成としたいと思います。

今後、本計画に基づき、市民、企業、民間団体と市が一体となって、全ての人が自分らしく生き生きと暮らせる、男女共同参画社会の実現を目指し、各施策に取り組んでまいります。

○委員長

「「小樽市温暖化対策推進実行計画（区域施策編）」の策定について」

○（生活環境）環境課長

小樽市温暖化対策推進実行計画（区域施策編）の策定について報告いたします。

これまで地域再エネ導入戦略策定事業ということで説明しておりますが、その事業の中で小樽市温暖化対策推進実行計画（区域施策編）の素案を策定することになっておりますので、計画の名称に合わせた表題に整理しております。

「1 計画策定に至る経過」ですが、これまで本市では、脱炭素の取組として、市の事務事業からの排出抑制や市民・事業者への啓発のほか、令和3年5月にはゼロカーボンシティ小樽市を表明しており、次のステップとして、

市民や民間事業者を含めた市域全体の脱炭素の取組を推進する小樽市温暖化対策推進実行計画（区域施策編）を策定することとしました。

「2 実行計画（区域施策編）の構成」ですが、「第1章 計画の基本的事項」、「第2章 地域の基礎情報の収集及び現状分析」、「第3章 地域の将来ビジョン」、「第4章 温室効果ガス排出量の将来推計と脱炭素シナリオ」、「第5章 再エネ導入目標の作成」、「第6章 施策の方向性等」の構成で、右の列に記載している内容を盛り込む予定です。

「3 スケジュール」につきましては、昨年7月に公募型プロポーザルにより業者選定を行い、8月に委託契約を締結しております。

策定体制としましては、庁内の小樽市温暖化対策推進実行計画策定会議を経まして、小樽市環境審議会で協議することとしており、小樽市環境審議会では、広く意見を聴くため、委員以外の関係団体として、北海道電力ネットワーク株式会社小樽支店、小樽市漁業協同組合、小樽機船漁業協同組合、ようてい森林組合、小樽観光協会に参加を依頼しており、これまで2回開催しております。

1回目は昨年10月に開催し、小樽市温暖化対策推進実行計画（区域施策編）の素案について、市長から環境審議会へ諮問し、第2章の地域の基礎情報の収集及び現状分析、第3章の地域の将来ビジョン、第4章の温室効果ガス排出量の将来推計と脱炭素シナリオなどについて協議しました。2回目は本年1月に開催し、第1章の計画の基本的事項、第5章の再エネ導入目標の作成について協議しております。3回目は3月に開催を予定しており、第6章の施策の方向性等を協議する予定であり、小樽市温暖化対策推進実行計画（区域施策編）の素案がおおむね固まる予定です。4月には小樽市環境審議会から計画の素案に対する答申をいただき、5月に計画の案を議員へ説明した後にパブリックコメントを実施し、7月の完成を目指しております。

○委員長

「北海道後期高齢者医療広域連合について」

○（福祉保険）保険年金課長

第4回定例会以降の北海道後期高齢者医療広域連合の状況について御報告いたします。

令和5年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会について御報告いたします。

同定例会は2月13日に会期1日で開かれ、件名及び議決結果は表のとおりとなっております。

2ページ目を御覧ください。

主な議案につきまして、その概要を御説明いたします。まず、議案第1号、第2号及び第9号の条例案につきましては、個人情報保護法が改正され、地方公共団体に直接適用されることとなったことに伴う所要の改正等です。

議案第3号北海道後期高齢者医療広域連合職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の規定整備を行うものです。

議案第4号令和4年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算につきましては記載のとおり、所要の補正を行ったものです。

議案第5号北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、所得の少ない方に係る保険料の減額について所要の規定整備を行うものです。

議案第6号につきましては、令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算となっており、歳入歳出予算の総額は31億1,904万6,000円で、前年度比9億3,357万8,000円の増となっております。

議案第7号につきましては、令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算となっており、歳入歳出予算の総額は9,527億900万2,000円で、前年度比244億6,697万6,000円の増となっております。

議案第8号につきましては、監査委員中村秀春氏が令和5年2月14日をもって任期満了となることから、再度同

氏を監査委員として選任し、議会の同意を求めるものです。

○委員長

「「第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画」における中間年での見直しについて」

○（こども未来）子育て支援課長

第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画の中間年での見直しについて報告いたします。本計画の中間年での見直し案につきましては、令和4年第4回定例会の厚生常任委員会で報告させていただきましたが、このたび最終案がまとまりましたので改めて報告させていただくものです。

見直しに当たりましては、前回御報告した案の内容について、昨年12月23日から今年1月22日までの期間でパブリックコメントを行い3名の方から9件の意見が提出されました。

頂いた御意見を踏まえ、3点ほどの内容の修正を行い、2月15日に開催した小樽市子ども・子育て会議で了承いただいたところです。

修正した点につきましては、案の内容を大きく変えるものではありませんが、資料の11ページ、12ページの網かけ部分のとおり文言の追加と裏表紙に計画を策定した部署や連絡先を記載する形で修正をしてございます。この最終案につきましては今後、北海道との協議を経て策定となり、その後、市のホームページ等で公表する流れとなっております。

○委員長

「小樽市内における新型コロナウイルス感染症発生状況について」

○（保健所）次長

市内における新型コロナウイルス感染症発生状況について令和4年第4回定例会以降の経過について報告いたします。

本市における陽性者数の状況についてですが、まずこれまでの累計陽性者数は、令和5年3月11日公表分までで延べ2万7,026名であり、11日時点での入院者数は2名。この2名は確保病床への入院者となっています。

宿泊療養はゼロ名、施設療養もゼロ名、死亡された方が120名となっております。なお自宅療養者数につきましては、令和4年9月26日からの全数届出の見直しに伴い把握ができなくなっており、また検査数も12月19日から国・北海道に合わせて公表を取りやめております。

月ごとのグラフですが、昨年の11月をピークに減少傾向が続いています。2月は1日平均16.2人、3月は11日までですが1日平均6.6人で推移しています。

次に、昨年の12月下旬以降、保健所が調査対象とした集団感染の状況ですが、3月11日現在まで、総数で17件あり、施設区分では医療機関が8件、高齢者施設が9件であり、2件のみ収束していません。

次に、今後の新型コロナウイルス感染症の対応についてですが1月27日付の厚生労働省事務連絡により、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが2類相当から5類感染症に変更することが示されました。その後、3月10日に感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直しについて、新型コロナウイルス感染症対策本部の決定事項として示されております。内容として、「1. 位置づけ変更に伴う医療提供体制の見直し」ですが、次のページを御覧ください。

入院措置を原則とした、限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応への移行となり、これまで対応してきた医療機関に引き続き対応を求めるとともに、新たな医療機関に参画を促すこと、また自宅療養者の対応については、発熱時の受診相談機能や陽性者の体調急変時の相談機能を継続することが示されました。

「2. 高齢者施設等における対応」については入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制を確保しつつ、施設内で陽性者が発生した場合の検査やワクチン接種などの措置は継続されることとなります。

「3. 患者等に対する公費支援の取扱い」ですが、急激な負担増を回避するため、医療費の自己負担等に係る一定の公費支援については期限を区切って継続されます。①、外来では新型コロナウイルス感染症治療薬の費用の公費負担は、9月末まで措置され、その後は、他の疾病との公平性を考慮し検討するとされています。新型コロナウイルス感染症治療薬以外の外来医療費の公費支援は終了します。②、入院医療費では医療費や食事代の負担が求められますが、9月末までは高額療養費制度の自己負担限度額から2万円を減額する措置が講じられます。その後については、今後の検討とされています。③、検査の自己負担ですが、発熱者等の検査については抗原定性検査キットの普及や他の疾病との公平性から公費支援は終了となります。

また、患者の発生状況の把握方法はインフルエンザと同様に定点医療機関による把握に移行します。小樽市ではインフルエンザと同様に5医療機関での患者数を週1回集計し公表することを想定しています。

次に、マスク着用の考え方の見直しについてですが、本日13日以降の取扱いについて、2月10日に国から示されました。

マスクの着用については行政が一律にルールとして求めるのではなく個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることが基本とされ、政府はマスク着用の効果的な場面を示し、着用を推奨することとしています。マスク着用が効果的な場面として①医療機関受診時、②高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時、③通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車するときに示されました。

また、症状がある場合や、新型コロナウイルス感染症陽性の場合、同居家族に陽性者がいる場合には外出を控え、やむを得ず外出する場合には人混みを避けマスクを着用することが示されております。

○委員長

「新型コロナウイルスワクチン接種について」

○新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

令和4年第4回定例会以降の経過について報告いたします。

まず、接種率につきましては、3月10日現在、乳幼児の1回目の接種率は、国が3.7%、本市が3.5%となっております。小児は国が24.0%、北海道が26.7%、本市が23.9%となっておりまして、小樽市はほぼ国と同等の接種率というふうになっております。

次に、オミクロン株対応2価ワクチンにつきましては、全体の接種率は、国及び北海道よりも、本市が高くなっておりますが、高齢者の接種率は低い状況でございます。

今後の課題といたしましては、小児・乳幼児の接種率とオミクロン株対応2価ワクチンの接種率を高齢者については上げるということになるかと思います。

次に、小児の追加接種につきましては、国の関係法令などの改正によりまして、3月8日から小児用オミクロン株対応2価ワクチンの接種が可能となりました。本市におきましては小樽市医師会と相談の上、3月15日から初回接種完了者約800名の方に順次接種券をお送りさせていただきます。接種体制につきましては、小樽市医師会と相談の上、3月は25日土曜日、26日日曜日に、現在集団接種を実施しておりますウイングベイ小樽を会場に集団接種を行い、4月以降は市内医療機関における個別接種で対応いたします。国から配分されるワクチンは、3月9日に100回分が保健所に配送されました。4月は700回分が配送される予定でございます。

次に、令和5年度のワクチン接種につきましては、5年度も1年間、現行の特例臨時接種を延長し、自己負担なしで接種を受けていただくこととなりました。接種体制や接種券の送付などにつきましては、小樽市医師会と相談の上、進めてまいります。

5年度の春開始の追加接種につきましては、5月8日から接種可能となります。対象は初回接種終了者で、前回接種から3か月経過の方で、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者、その他、重症化リスクが高いと医師が認める者、また、重症化リスクが高い方が集まる場所でサービスを提供する医療機関、高齢者、障害者施設等の従事者

にも接種機会を提供することとなっております。使用するワクチンはオミクロン株対応2価ワクチンを基本とし、組換えタンパクワクチンも使用可能とされております。

秋開始の追加接種につきましては、対象は春と同じように、初回接種終了者で、前回接種から3か月経過後の方で5歳以上の追加接種が可能な全ての者とされております。使用するワクチンは、5年度早期に結論を得るよう引き続き検討を進めることとされております。

なお、初回接種につきましては、引き続き従来株ワクチンを使用しまして、継続することとなっております。

令和5年度のワクチン接種のイメージを表にいたしましたので御覧ください。

○委員長

「小樽市立病院経営強化プランの策定について」

○（病院）主幹

小樽市立病院経営強化プランの策定について御報告いたします。

本プランにつきましては、令和4年第4回定例会厚生常任委員会におきまして御報告しておりますが、その後、令和4年12月27日から令和5年1月25日までパブリックコメントを実施しましたので、内容につきましてお手元の資料、「小樽市立病院経営強化プラン（案）」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等により御説明させていただきます。

資料1ページ目を御覧ください。意見等は2名、2団体から合計8件の提出がありました。

主な御意見としましては、2ページ目にあります、ダウンサイジングの検討について3件の提出がありましたが、本プランの対象期間におきましては、医療需要の変化等が軽微であること及び今後の新興感染症の感染拡大時に備えた病床確保の重要性等に鑑み、ダウンサイジングは予定しておらずプラン案とおりとすることで回答しております。

また、3ページ目の繰出金に係る御意見につきましては、本プランを分かりやすいものとするため、御意見を踏まえてプラン案の末尾に表を追加することといたしました。

このほかの御意見につきましては、今後の病院運営の参考とさせていただくこととし、プラン案のとおりとしたところであります。なお、これらにつきましては、3月10日に小樽市のホームページで公表済みであります。

また、今回配付の小樽市立病院経営強化プラン（案）は、パブリックコメントの御意見を踏まえた本プランの最終案であります。本プランの策定後は、毎年度、実施状況につきまして、点検・評価を行い、その結果を公表してまいります。今後は本プランに基づき病院事業の経営強化に向けて総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第20号について」

○（こども未来）こども福祉課長

議案第20号小樽市子ども・子育て会議条例及び小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

こちらにつきましては、こども家庭庁設置法の施行及び子ども・子育て支援法の一部改正により、小樽市子ども・子育て会議の設置について、条例で引用している引用条項が変更されたことと、こども家庭庁の設置により、小樽市児童福祉施設条例において規定する、児童入所施設徴収金基準額表を定める主務大臣が変更となることに伴いまして所要の改正を行うものであります。

条例の施行期日は令和5年4月1日となります。

○委員長

「議案第26号について」

「議案第27号について」

○（こども未来）子育て支援課長

議案第26号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

本条例は、リンク方式を採用しておりまして、引用する基準内閣府令と児童福祉法が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容としましては、児童の懲戒に関する条項が削除されたことに伴い、これを反映させるとともに所要の改正を行うもので、施行期日は公布の日としております。

議案第27号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

本条例はリンク方式を採用しておりまして、引用する基準省令と児童福祉法が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

省令等の改正内容としましては、5点ございまして、1点目が、利用乳幼児の安全確保の取組強化として、安全計画の策定などが義務化されたこと。2点目が、他の社会福祉施設等と合わせて設置する場合の設備や職員基準が緩和されたこと。3点目が、感染症及び食中毒の予防等のため職員の訓練等の実施の努力義務化がされたこと。4点目が、児童の懲戒に関する条項が削除されたこと。5点目が、送迎バスでの児童の所在確認と安全装置の設置が義務化されたこと。

以上の5点が反映される形となります。

なお、施行期日は公布の日としております。

○委員長

「議案第28号について」

○（こども未来）放課後児童課長

議案第28号小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

本条例はリンク方式を採用しておりまして、引用する基準省令の一部改正を適用するため所要の改正を行うものです。

改正内容としましては、1点目に、利用児童の安全確保のための取組強化として、安全計画の策定などが義務化されたこと。2点目に、感染症や災害が発生した場合の業務継続計画の策定などが努力義務化されたこと。3点目に、感染症及び食中毒の予防等のため、職員の訓練等の実施が努力義務化されたこと。4点目に、利用児童の移動のために自動車を運行する場合の児童の所在の確認が義務化されたものです。

なお、施行期日は公布の日としております。

○委員長

「議案第30号について」

○（福祉保険）介護保険課長

議案第30号小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

改正点は大きく分けて2点で、介護保険料の減免対象者の追加と所要の改正であります。

所要の改正は納期の修正と文言整理となっております。

まず、介護保険料の減免対象者の追加につきましては、平成29年に国から通知のあった刑事施設等に拘禁された

者の保険料減免について、これまで対象者がなかったため検討しておりませんでしたが、昨年、本市に住所を持つ受刑者から、他都市の受刑者が減免を受けており、国の通知もあるはずなので減免してもらえないかとの申出があり、収監中は年金が停止され介護のサービスも受けられないため、国の通知に従い対応するための改正を行うものであります。

次に、保険料の納期の修正につきましては、介護保険の納入通知書の送付は、当初賦課は6月上旬頃、65歳到達者へは誕生月の翌月中旬に送付しておりますが、条例上の納期は1日から末日となっており、1日から送達された日までは物理的に納付することができないため、納入通知書送付月は送達された日から末日までと改めるものであります。

また、文言整理につきましては、政令の引用に係る文言整理となっております。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、立憲・市民連合、共産党、公明党の順といたします。

自民党。

○山田委員

今日からマスク着用に関するルールが見直され、個人の判断となりました。岸田内閣総理大臣も首相官邸にはマスクなしの姿で入ったと聞いております。これから個人の判断ですが、私は高齢者なので今日はマスクをつけて質問をさせていただきます。

◎「小樽市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の策定について

最初に、報告を聞いて、小樽市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの策定がされました。

最初に、この策定されたガイドラインについてお聞きします。

この策定について、まずは、本当にお疲れさまでした。こういう入れ物をつくっていただいて、各町内会、また一般の方が、こういうようなガイドラインを念頭に置いた設置・運用について行うと思っています。

では、質問ですが、このガイドラインをどういった形で市民に周知していくのかという点と、ガイドラインがもし時代に合わなくなった場合、また、追加しなければならない場合どうされるのか、その2点をお聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

まず、このガイドラインの周知につきましては、市のホームページや広報おたるで周知を行う予定です。

また、町内会に対しましてはこれからになりますけれども、小樽市総連合町会へ周知の方法等について相談をさせていただきながら、周知を行っていきたいと考えております。

もう1点の、時代に合わなくなった場合や追加が必要になった場合の改正につきましては、必要に応じて改正していかなければいけないと考えますので、状況を注視していきたいと考えております。

○山田委員

そういった場合、やはり市民に分かりやすいような説明が必要と私も考えています。その問合せがあった場合はどちらで受けるのか、それだけ聞かせてください。

○（生活環境）生活安全課長

問合せについてですけれども、ガイドラインに関する事項等につきまして、不明な点やお問合せがある場合には、

生活安全課へお問合せいただければと思っております。

○山田委員

よろしくお願いいたします。

◎ジェンダーについて

それでは、最初にジェンダーについて何点か聞いていきます。

日にちがもう過ぎましたが、3月8日はいわゆる国際女性デーということで、ありました。こういうような女性をめぐる法の整備は今、男女平等が言われている中、私も本当に必要だと思っております。

その中で、この女性をめぐる法整備の主な歩みについてどのような法整備がされてきたのか、お聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

主に女性の就業に関する法整備につきましてお答えさせていただきます。

1986年に男女雇用機会均等法が施行されまして、そのときは採用・配置・昇進などが男女均等に行われるようにということが努力義務にされておりました。

1999年に改正男女雇用機会均等法が施行されまして、採用・昇進などでの女性差別が禁止となりました。

2007年には、改正男女雇用機会均等法が再度施行されまして、このときは事業主のセクハラ防止措置が義務化されました。

2016年には、女性活躍推進法が施行されまして、企業に女性登用の数値目標設定などが義務付けをされました。

○山田委員

結構こういうような形で改正されてきたと思っています。最近ではこういうような労働環境の整備だとか、育児に関して1992年には育児・介護休業法だとかということも聞いております。

まだまだ、こういうような差別が多いと私も感じていますが、今回、この女性活躍推進法に関連して、本市でも男女共同参画基本計画の策定がされてきています。その中で、今後、いろいろな施策がされてくるとは思いますが、その計画のあゆみというのですか、実際にこの計画を策定されて具体的に落とす、どういうことを念頭に置いて考えているのか、それだけ聞かせてください。

○（生活環境）男女共同参画課長

令和5年度を始期とする第3次小樽市男女共同参画基本計画につきましては、まず人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりという目標と、二つ目が、あらゆる分野における男女共同参画の推進、三つ目が、安心して暮らせる環境づくりというこの三つの基本目標に沿って施策を進めていきたいと思っております。

そのうちの一つ、あらゆる分野における男女共同参画の推進というところを小樽市の女性活躍推進計画と位置づけまして、政策・方針決定過程への女性参画の拡大、就労の場における男女共同参画の推進、男女が共に働くための環境の整備、この3点につきまして施策を進めて実現したいと思っております。

○山田委員

女性の管理職登用ということで、今、お話がありました。

今、実際に、本市のこの庁舎の中で活躍する女性の管理職は、職員に占める割合というのですか、割合がもし分からなければ、何名ほどいらっしゃるのかお聞かせ願えますか。

○（生活環境）男女共同参画課長

現時点で資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ありませんが数字は分かりません。

○山田委員

実際、こういうような女性の昇給だとか、セクハラだとかの職場環境、そういう問題がまだまだ山積しているということは私も知っております。そういった意味では、まだまだこの男女共同参画をこれから、どんどん進めて

いって、前向きにさせていただくよう要望をいたします。

◎生活保護について

次に、生活困窮の部分についてお聞きしたいのですが、3月7日の予算特別委員会では、この長引くコロナ禍の影響で生活困窮者に対する援助というか支援というか、それを聞きましたが、なかなか市ではいい案はないということでした。

それでは、生活保護申請数、全国的には1.6%とお聞きしています。私も調べたのですが、平成23年度から令和2年度までの資料があります。世帯数、保護率、保護費、それぞれ減ってきているのですが、この減ってきていることに対して考察していることがあればお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉保険）生活支援第2課長

10年前と比べまして現在の保護率、生活保護費は減少しております。これにつきましては、申請件数よりも高齢者の死亡等による廃止の件数が多いということが要因に考えられております。

○山田委員

大体はそういうような理由で減ってきているということによろしいですか。

○（福祉保険）生活支援第2課長

今年度の数値はまだ確定値は出てはいないので、昨年度までの傾向でいきますとこのような状況であるということでお答えしたいと思います。

○山田委員

では、次に、京丹後市では地元を取り巻く厳しい現状の中、生活保護申請は1%で横ばい、この原因としては生活保護制度についてよく知らない。誤解やはっきりしたことを知らずに人づてに聞いて申請を諦める人が多いと見ていると。そこで、この京丹後市では人口約5万1,900人、約2万4,000戸の全戸に制度の利用を呼びかけるチラシを作って、全ての家に自治会を通して配ったと聞きます。

また、このチラシは職員がパソコンでレイアウトし、かかった費用は印刷費の約7万5,000円と聞きます。

そこで京丹後市のように、この生活保護制度の周知に対して、全戸配布の取り組みは、私は費用対効果があると思っています。このことについて、本市のお考えをお聞かせください。

○（生活環境）生活支援第1課長

生活保護制度の周知の方法につきましては、本市におきましても、市のホームページなどで、生活保護に関する周知をしておりますので、生活保護に限ったチラシを作成するということについては考えておりませんが、困り事のある市民の皆さんが相談しやすいように、福祉総合相談室の周知を進めていく必要があるというふうには考えているところであります。

○山田委員

本当にこの制度を知らない人、無理解や偏見、こういうような制度だけは受けたくないなど、マイナスのイメージを持つ人が多いと聞いています。私もそういうことはよく耳にしています。

また、今回、京丹後市では2回目のチラシを作成しました。その2回目は、この生活保護というのは、市民が受ける当然の権利だと。そして、この2回目については、皆さん方が、生活保護から脱却するために、脱却例というのですか、そういうことも記載されていると聞きます。

そこで、このコロナ禍で生活困窮の問題が深刻さを増している現在、厚生労働省の保護課によると一昨年末にホームページで呼びかけたほか札幌市や東京都中野区、新宿区ではポスターを掲示しているところもありますし、今後もこの生活困窮者の相談、生活保護で生活苦を乗り切って、逆に就職を果たした人の体験談を交えて丁寧な対応をお願いしたいと思います。これについて何かあればお聞かせください。

○（生活環境）生活支援第1課長

本市では福祉総合相談室を開設しまして、生活保護に限らず、相談に来られた方々がどのような支援を必要としているのか、その方の状況に寄り添いながら、相談者にとって一番よい支援方法を検討しながら、今後も対応させていただきたいと考えているところでございます。

○山田委員

前回の予算特別委員会でもお話しさせていただきましたが、現在、コロナ禍がある程度落ち着いてきて、国からの支援だとか、補助だとか、そういうものが本当に必要です。そういう方々に、ぜひとも、生活保護を受けなさいというのは当然だと思いますけれども、その生活保護から脱却できる、そういうようなことを私は期待しているのです。ですから、一時的にはあるかもしれませんが、この生活困窮者への対応を丁寧をお願いします。

◎町内会支援について

次に、町内会支援についてです。

予算特別委員会では、この町内会支援について、基本的な考え方や総連合町会からの要望書、人材、活動拠点などをお尋ねしました。

自治会組織としての過渡期なのか、変わらなければ存続ができない状況が続くと私は考えています。一口に自治会や町内会と呼ばれる組織は全国に30万程度あると聞いています。運営には専門的な知識を持つ人はなく、いわゆる素人が運営しており、活動内容は法律には記載されてはいません。

多くは任意の団体であり、拘束されず、誰でも入会・退会は自由です。

だが、現実を見ると、全員加入が暗黙の前提で、近所付き合いが希薄な都会ではメリットがない、また、回覧物や集金、募金、各種委員会の委員や高齢者・子供の見守りなど、自治体が自治会を出先のように使っているように見えるとも聞きます。

そこでお聞きしますが、自治会の中で何を優先させるのか、重要と考えるのか、本市はこの自治会の活動について、どういうことをお考えなのか、分かる範囲、また、考えている範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

町内会で現在、行われている取組や活動につきましては必要と考えております。ですが、何を優先、重要というのは申し上げられないです。

○山田委員

今回、このアンケートの中には、前回、委員会でも質問した札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例が記載されています。

本市でも、町内会が健全になるように、こういうようなことが必要なかと私も感じているのですが、今回、このアンケートに記載された動機というのですか。これは何か意図があるのでしょうか、それをお聞かせください。

○（生活環境）小山主幹

今回のアンケート実施の意図ですけれども、なかなか全部の町内会とお話しする機会もございませんし、どんなことを考えていらっしゃるか、今の町内会の困っていること、それから市に求めるようなこと、そういったこともぜひ一度調査して、今後の町内会の在り方や、市として町内会の支援の仕方等も検討したいというふうに考えておりましたので、アンケート調査を実施したところでございます。

○山田委員

本当にそういうことなのです。いわゆる自助、共助、公助という、自治会のその共助の仕組みの再構築が必要だと私も感じています。実際に、将来的にこの自治会運営のノウハウ、こういう人材を補うためには人材の発掘や育成、情報交換の場が私は必要だと感じています。

そこでお聞きしますが、将来的にこういうような自治会に負担をかけない明確なビジョンが必要だと私も感じて

います。それで、今回こういうようなアンケートをするのですが、今、アンケートはそういう形でやると分かりました。では、そのものを含めてまた、次回こういうことをしたりだとか、そういうアンケートはお作りになるのか、それとも必要ないのか、2回目、3回目ということであれば、そのお考えをお示しいただきたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

今回、初めてアンケートを実施しました。この結果等につきましては、これから市の中もちろんそうですけれども、総連合町会とも意見交換などを進めていきたいということで考えております。

まずは、今回の結果を基にいろいろと進めていきたいと思っておりますので、2回目以降については未定になっております。

○山田委員

私はこのアンケートはまだまだ足りないと感じています。きめ細かな要望だとか、悩みだとか、やはりその点についても今後のアンケートに期待しますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

◎マイナンバーカードを使ったコンビニ交付について

マイナンバーカードを使ったコンビニ交付サービスについてお聞きいたします。

道内の自治体の導入では32番目ということで今回お話がありました。未実施の店舗もあると思いますが、3月1日から市内のコンビニエンスストア66店舗で実施したと聞きます。

市民のさらなる交付率というのですか、大きなスーパーや、主な駅で、マイナンバーカードの交付率を上げる取組をしたのですよね。今回、この2月末には、申込みをする市民が受付に押し寄せて各地で混乱が生じたと聞いています。

そこでお聞きします。マイナポイントの申込みということで申込期限があるわけなのですが、本市のこの窓口で混乱はなかったのか。

また、最新の交付枚数、交付率をお聞かせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

本市では、マイナンバーカードの交付窓口、マイナポイント申込みのサポート窓口、あと予約制によりますマイナンバーカードの申請窓口を開設しております。

窓口の混乱がなかったのかとの御質問につきましては、2月後半には、マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が2月末であったことや、マイナポイント申込みの期限を2月末までと誤解した方もいらっしゃったようで多くの方が来庁され、通常よりも混雑いたしました。

中でもマイナンバーカードの申請につきましては、窓口や電話での問合せが多数ありましたが、窓口での予約枠が既に埋まっておりましたので、同時期に開設いたしました商業施設への出張申請窓口での申請などを御案内させていただきましたほか、郵送やインターネットによる御自身での申請方法について説明させていただいたところで

す。

混雑状況ですが、特に24日と27日は駆け込みの方が多数来庁されまして、多いときには60名以上の待機者が発生したところです。ただ、2月末日、最終日につきましては、マイナポイントの申請期限が5月末であるということがテレビのニュースなどで何度も流れていたためなどもあると思いますが、窓口に殺到することがなく、混乱もございませんでした。

続きまして、最新の交付枚数及び交付率につきましては、国のホームページによりますと2月末の数字になりますが、本市の交付枚数は6万3,451枚、交付率は57.5%となっております。

○山田委員

ある程度の混乱はあったということで理解しました。

この申請の日の最後が5月ということではいろいろと期間が延びているということが分かりました。

大きな取組としては今回で最後と思いますが、今後は、今まで受けてきていたところの多くは、閉鎖するのかと
思っています。

そこで、このコンビニ交付サービスの内容についてお聞きします。住民票、印鑑登録証明書が取得でき、場所によ
っては6時半から夜の11時まで、店舗によりますが取得できると聞きます。このようなサービスがあることを市
民にお知らせするために、今回この生活環境部が作ったチラシがあると思います。

最後にこのチラシの活用についてお聞かせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

コンビニ交付サービスの市民の周知につきましては、まずチラシを作成いたしまして、このチラシにつきまして
は、戸籍住民課の住民票等の申請窓口ですとか、マイナンバーカード申請交付などの窓口及び各サービスセンター
の窓口に掲示したほか、市立小樽図書館、小樽市総合体育館、小樽市民会館など市の施設に掲示させていただいて
おります。

また、市役所の渡り廊下につきましても先週末からチラシの設置を行っているところでございます。

あと、チラシではないのですが、文書による周知などですが本市のホームページ、ツイッター、テレビの
小樽市民ニュースとFMおたる、広報おたるなどで行いましたほか、マイナンバーカードを交付する際に周知を行
っております。

○山田委員

主な市の施設には置いていただいているということでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

もう少し詳しく言いますと、市立小樽図書館、小樽市総合体育館、小樽市民会館のほか小樽市公会堂や小樽市民
センター、小樽市銭函市民センター、小樽市勤労青少年ホーム、保健所、小樽市社会福祉協議会など様々なところ
に置かせていただいております。

○山田委員

本当に素晴らしいと思います。それだけの市の施設に置いていただければ、多分、市民の皆さん方は目にすると
思います。

ただ、総連合町会だとか、町内会には何かされているのでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

現在のところ町内会には周知しておりませんが、こちら総連合町会の事務局などに御相談させていただ
きながら周知をしていきたいと考えております。

○山田委員

よろしく申し上げます。

○松岩委員

◎公共施設Wi-Fi環境整備について

冒頭に、まず一つ目が公共施設のWi-Fi整備についてと函館市民会館のライブ配信設備について質問します。

3月9日の予算特別委員会でインターネットの接続に使用料金を取っている公共施設はあるのかという質問に対
し、函館市民会館についての答弁がありましたが、内容に不明確な部分があったので、改めて1点だけ伺います。

予算特別委員会での答弁は、一定の条件を満たさない部分については料金がかかるという趣旨であったと思いま
すが、質問は公共施設に対しインターネット接続の使用料金が発生するところがあるのかという趣旨でした。再確
認のためもう一度説明してください。

○（生活環境）次長

3月9日の予算特別委員会において答弁をいたしました函館市民会館のインターネット接続に係る利用料金については、函館市民会館のホームページの記載等から、条件によってはインターネット接続に料金が発生する場合がありますと解釈をしていたため先日のような答弁をしたところですが、改めて確認をしましたところ、回線はケーブルテレビ局であります株式会社ニューメディア、NCVというところが設置をしたものでありまして、函館市民会館が設置をしたインターネット接続環境ではないため、函館市民会館として料金を徴収するというものではありませんでした。

質問の趣旨を正確に捉えなかったことにより、不正確な答弁であったことをおわびをいたします。申し訳ありませんでした。

改めて答弁をさせていただきますと、道外の例になりますが、市民会館に直接支払われる例としましては、松山市民会館において、ホールの舞台や楽屋では無線LAN、それから、会議室や和室等では有線LANを松山市が設置をしております、料金は各室、午前、午後、夜間といった区分ごとに税込みで1,000円となっております。

なお、無線ルーターやパソコン等については、利用者が準備をすることとなっております。

○松岩委員

間違った答弁をしてしまうというのは人間のやることなので仕方ないと思います。そこについて責めるつもりは全くございません。ただ、私としては公共施設のWi-Fi整備を、もちろん無料でというのを絶対してほしいというところで、改選もありますので、私が再選するか分かりませんが、次の第2回定例会までに設置ができていればいいなと思いますし、どういったことができるか私もこれから研究していきたいと思います。

◎「第3次小樽市男女共同参画基本計画」の策定について

次に、第3次小樽市男女共同参画基本計画の策定についてです。

令和3年の男女共同参画に関する市民意識調査の回収率が3割程度と低く、回答された方の80%以上が50歳以上で、質問項目も29問と多いので、興味・関心のない方、サイレントマジョリティーの状況がアンケートには恐らく反映されていないものと考えられます。なかなか忙しい人だったり、若い人が男女共同参画について答えなさいと言われても、私も議員でなければ多分、答えていないと思います。

この調査の結果を本市はどのように見ているのでしょうか。

また、データの補正等は統計として行っているのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

今回の調査は、多くの市民の意見を伺うためにインターネットでの回答も可能といたしました。結果として、有効回収率は34%と低かったですが、現時点で市民の貴重な御意見だと考えております。

データの補正はしておりません。

○松岩委員

その中で、「男女の地位の平等感」では、政治、社会通念や慣習、職場で男性が優遇されていると感じている割合が60%を超え、人々の中に長い時間をかけて形成されてきた男女の不平等感は依然として残っている」というふうに書かれているのですが、これは、非常に偏ったアンケートではあるのだけれども、裏を返すと4割の人はそう思っていないということなのですが、これは不平等感が残ったというのは少し認識が違うのではないかと思います。その辺りはどうですか。

○（生活環境）男女共同参画課長

男女の地位の平等感では、平等となっている人の割合が政治で6.8%、社会通念や慣習で6.9%、職場で13.4%となっておりまして、やはり男女の不平等感が残っているものと判断いたしました。

○松岩委員

男女の地位の平等感というのは結果の平等と機会の平等、どちらを示しているのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

これは回答者の捉え方によって変わってくると考えております。

○松岩委員

私は男女や性別のこともそうなのだけれども、年齢差によって意見の取り方が全然違うのは、私は25歳で市議会議員になって、同じことを言っても、人によって意見の取り方が違うなど思っているところがありまして、この年齢差というのについてはどういうふうに考えていますか。

○（生活環境）男女共同参画課長

一般論として、経験値や立場などによって若い方の意見が通りにくい傾向があつて、高齢者の方の意見のほうが通りやすいというふうに、私も自分の若い頃の経験上、思っております。

○松岩委員

少しずれた質問をしますが、その経験を基にこの計画に、それを直すとか、是正するとか、解消するとかということは盛り込まれないのですか。

○（生活環境）男女共同参画課長

若い方は若い方の意見があつて、高齢の方は高齢の方の今までの経験に基づいた意見がありますので、それらを広く拾って、この計画を実行していけばいいというふうに思っております。

○松岩委員

それから、配偶者やパートナー等からの暴力、DVなどの記載もありますけれども、近年では男性に対するDVだったり、虚偽のDVという実態もありますが、それらについて計画に記載されていない理由は何でしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

男性のDVにつきましては北海道が相談を受けておりまして、直接、本市が対応していないため計画には載せませんでした。

本市では、男性からのDV相談は、男女共同参画課に設置しております女性相談室が担当となっておりまして、相談が来た場合には、内容をよく確認いたしまして、北海道や関係機関と連携して、適切な対応をしていきたいと思っております。

○松岩委員

それから、日本国憲法第24条第1項では、婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が云々かんぬんという条文があるのですが、本市ではその両性というのをどういうふうに考えていますでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

両性をどのように考えているかにつきましては、国会における政府の答弁では、憲法制定時は男女で婚姻がされるという意味での両性を前提として作ったもので、それ以外のことを特段述べているというわけではないと答弁しておりまして、本市におきましても同様に理解をしているところです。

○松岩委員

それから、現在の民法においては同性婚が認められておりません。パートナーシップ制度を導入することは民法を改正し、同性婚を認めていく方向につながるのではないかと思いますのですが、それがいい悪いとかということではなくて、そうなるのではないかと思いますのですが、本市はパートナーシップ制度導入についても検討されておりますけれども、民法の改正における同性婚まで認めるべきであるという考えか、それともその制度において補完すればいいと考えているか、どちらでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

パートナーシップ制度に対応するカップルの方は法的に認められていない部分がありますので、LGBTの方々の生きづらさの軽減や暮らしやすい社会にすることを目的として、まずはパートナーシップ制度を導入したいと考えておりまして、同性婚については、今後の国の動向を見ていきたいと思っております。

○松岩委員

「市民意識調査における、「性的マイノリティー（LGBT等）」の認知度は約74%に上り、言葉の認知度自体はかなり高い数値となっていますが、LGBT等の方々が暮らしやすい社会になっているとは言えない状況にあります」という記載があります。これは何でそういうふうと言えないと、市が考えて記載しているのか。

それから、パートナーシップ制度に限りませんが、ふれあいパスとか何でも、市がやるあらゆる制度がそうですが、制度を利用する人の意見と利用しない人の意見が最大限組み込まれていないと私は制度として成り立たないと思っています。

別にパートナーシップ制度の賛否を述べるつもりは全くなくて、今後の議論をしっかり見守っていきたいと思いますが、アンケートの結果では、LGBT等の方々が暮らしやすい社会を実現するために必要なことというところで、パートナーシップ制度の導入が1位になっているのですけれども、このアンケート自体が相当偏った数値であることやアンケートの聞き方も、導入を目指したほうがいいかというような書き方ではなくて、暮らしやすい社会を実現するために必要なことは何かということを知っている、このアンケートの結果だけをもって、パートナーシップ制度を導入したほうがいいのではないかという議論にもっていくというのは、それが許されるのだったらいろいろな市の施策で、今までいろいろなアンケートを取っていますけれども、そういう偏ったアンケートとか偏った聞き方で、市の行政の方向性が決まるというのは少しどうなのかなと。

もし本当にパートナーシップ制度を市として導入したいのであれば真正面から導入すべきだからと言ってしまえばいいのではないかなと思うのですけれども、これは何でこういうふうな方向性になったのかという2点をお伺いして終わりにします。

○（生活環境）男女共同参画課長

まずLGBTの方々が暮らしやすい社会になっているとは言えない状況というのはどういう状況なのかということにつきましては、LGBT等に対する知識や理解の不足により偏見や差別があり、当事者の方々は生きづらさを感じているものと考えております。

最後の、パートナーシップ制度を導入するに当たってこういうやり方でなくて、もっとやりますというふうに直接言えばいいのではないかなという御質問に対しては、これまで市ではLGBT等について周知・啓発の促進に取り組んでまいりました。アンケートの結果、幅広い年代層から理解を得られたというふうに思っておりますので、その結果で導入するというように決めました。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○高橋（龍）委員

◎改正動物愛護管理法等について

まず1点目は、保健所にお聞きをするのですけれども、改正動物愛護管理法等についてということで、今回、コ

ロナ禍でなかなか保健所への質問もためらわれるといいますか、はばかられる部分がありましたので今日に至ってしまったのですけれども、お聞きをしたいと思います。

この間、動物の愛護及び管理に関する法律、以降これを動物愛護管理法と申し上げますが、この改正が行われて段階的に施行されてきたというところであります。

この改正に際しましては、動物取扱業の適正化、そして虐待の防止等が大きな目的であると言われてしています。その中でマイクロチップ装着の義務化や飼養管理基準、これは事業者や保護団体なども対象なのですが、飼養とは、飼育できる頭数の基準のことで、これを厳格化すると。そして、生後8週間を経過した犬や猫ではないと販売することができないとする、いわゆる8週齢規制というものなどがあると理解をしております。

この動物愛護管理法の関連では、北海道が所管をしているものと理解をしておりますが、法改正によって、小樽市保健所として影響が出てくるのかどうかということを伺っていききたいと思います。

まず1点目です。法改正について保健所の業務に対する影響がどのように出てくるのかということを、主な点をお示しいただきたいと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

ただいま御質問のありました法改正について、保健所の業務に対する影響についてですが、委員もおっしゃられたとおり、動物の愛護及び管理に関する法律につきましては、北海道が所管している法律であるため、現時点では、直接の影響はありません。

ただ、法改正によってマイクロチップに関しましては、やはり保健所の窓口において問合せ、質問などはあります。その辺については、その都度お答えしているような状況でございます。

○高橋（龍）委員

今お答えいただいたように犬や猫に関しては、販売時のマイクロチップ装着の義務化というのは昨年の6月から既になされているところです。

そして、法の改正前から家庭で飼われている犬や猫に対しては努力義務が課されていると認識をしております。その努力義務というのがどの程度果たされるのかというところがなかなか見えないところなのですね。

保健所としては、その進捗等について把握をされているのかどうかという点をお答えいただきたいと思います。

○（保健所）生活衛生課長

御質問がありました努力義務の部分の進捗状況についてなののですけれども、保健所におきましても、施行前から飼われていた犬や猫のマイクロチップの装着状況については、保健所では把握しておりません。

○高橋（龍）委員

そうですね。やはり所管が違うというところで、道との連携を図らなければ、なかなか見えてこないという部分が大きいのだと感じています。

次に、管理できる頭数の制限について質問したいと思うのですが、先ほども申し上げましたように、飼養管理基準規制というもので、段階的ではありますが、これが厳格化されていくということで、ブリーダーやペットショップ、そして、保護団体等にも影響が出てくるものと言われてしています。事実、アンケートによれば、3割のブリーダーの方が廃業を検討するというような話もありました。

市内の事業者や保護団体に対する影響がどのようになっているのかなどは、北海道とも今後、連携して情報の把握ですとか、そういったことを行っていただきたいと思うのですが、この辺りはいかがでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

今、御質問のありました、保護団体に対する今後の影響等についてなののですけれども、やはり我々も業務を行っていきまして、保護団体との連携だとか、そういったものは非常に大切だと感じております。そういった中で、今後は北海道とも情報を共有しながら、そういった部分については考えていきたいというふうに思っております。

○高橋（龍）委員

ぜひその辺りの情報共有に努めていただきたいと思います。次に、以前にも質問させていただいたことがあります。犬管理所の取扱いについてもお聞きしたいと思います。

先ほど来、触れておりますとおり動物愛護管理法は北海道の所管でありまして、本市の犬管理所は狂犬病予防法を設置根拠としていてと認識をしていますが、犬管理所は施設の老朽化等によって建て替えも望まれるものの、なかなか進められていないという現状もあります。例えば、その犬管理所を動物愛護管理法に基づく、いわゆる動物愛護センターのような形に発展的に変更していくということができないのかと思いました。

これは財政的な面というよりも手続論としてお聞きをします。動物愛護センターが設置されるためには、やはり北海道の動きを待つしかないということになるのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

動物愛護センターに関して、保健所としての対応なのですが、動物愛護センターにつきましては、動物の愛護及び管理に関する法律の適用となる都道府県、政令指定都市、中核市が設置することとなっております。小樽市は、まだ権限委譲を受けていませんし、道内でも権限委譲を受けて動物愛護センターを設置している市町村がないのが現状であります。

○高橋（龍）委員

なかなかハードルは低くないのだなということを認識いたしました。

ただ、私もできる限り北海道等に対しても要請はしていきたいとは思っておりますので、その際には保健所に御協力を仰ぐ場面も、もしかするとあるかもしれませんけれども、ぜひお力を貸していただければと思います。

次に、災害時のペットの同行避難についてお聞きをしたいと思います。

この同行避難というのは災害の際にペットを連れて一緒に避難するということを指しますが、似たような言葉では同伴避難というものもあります。これは避難先で一緒に空間で過ごせる避難の形態を指すものと認識をしています。

そして、令和2年だったと思うのですが、環境省でもこの同行避難に関してのガイドラインを作成するなど、避難時にペットを連れていくということが基本となりました。つまりは、同行避難が一般的に認められるということになり、一緒に連れていくことができないからという理由で避難をためらう人などが出ないようにという考えが広まっていると感じられるものです。

ただ、その同行避難をした際に、適切な避難生活を送るためには、飼い主側としてやっておくべきこともあるわけですね。多くの人に接する可能性もあることから、基本的なしつけまたはゲージに長い時間居させる訓練などがそういういったものに当たると思います。

この辺りは保健所でも講座などをやっていると思いますが、こうした啓発は進んでいる状況であるのかどうかということをお聞かせいただけますか。

○（保健所）生活衛生課長

保健所でも犬のしつけ教室というものを、年1回開催することにしておりまして、コロナ禍で開催できない時期もありましたけれども、昨年は11月19日に、参加者14名で実施しました。

ゲージで飼うことの重要性とか、当初からのしつけとか、そういうことも参加された皆様方に講師からお話がありました。

今後もより多くの市民の方々に参加してもらえるように呼びかけていきたいというふうに思っております。

○高橋（龍）委員

コロナ禍の中でもできる限りのことをやっていただけているということで大変ありがたく思いますが、今後において、災害避難とペットに関して、さらに周知啓発を行っていくべき点などはどのように捉えておいでかというこ

とお聞きしたいと思います。

○（保健所）生活衛生課長

災害避難とペットに関しての啓発についてですが、やはり同行避難につきましては大切なことだというふうに思っておりますので、市の災害対策室とも相談して進めてまいりたいと思っております。

○高橋（龍）委員

ぜひ庁内横断的に取り組んでいただければと思います。

昨今、空前のペットブームとも言われる中で、ある種、無責任な飼育であるとか、虐待など、大変痛ましい事件が起こっているというのも事実です。他方で、家族の一員として、単なるペットという枠組みを超えて、大きな心のよりどころになっているという家もたくさんあると思っています。動物たちも愛情を注がれて幸せな生き方ができるように、本市の動物行政として展開をしている施策が実りあるものになっていくようにぜひお願いを申し上げます。

◎DVと虐待について

次の項目に移したいと思います。

DVと虐待についてです。

本市の第3次小樽市男女共同参画基本計画の策定や、昨今、こども家庭庁の創設などとも関わって、このDV及び虐待についてお聞きをするところであります。

まずは実態の数値の確認ということでお聞きをしたいと思いますが、DVについて直近での市内の発生件数がどのようになっているのかをお示ください。

○（生活環境）男女共同参画課長

直近での市内の発生件数ということですが、男女共同参画課では相談の窓口というふうになっておりまして、相談件数でお答えさせていただきたいと思います。令和4年度は2月末までDVに関係する相談は15件でした。

○高橋（龍）委員

一般的にコロナ禍によってDVの件数が増えたとも言われるのですが、今お答えいただいた本市の相談件数の状況は2019年度と比較してどうなっているかをお答えいただけますでしょうか。

そして、相談はどのような内容が多いのかということで、傾向の変化等が起きているかなどをお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょう。

○（生活環境）男女共同参画課長

2019年度のDVに関する相談件数は1年間を通して全部で19件でした。相談の件数としては、そんなに変わらないというふうに思っております。

相談の内容はどういうものが多いのかということですが、まずDVということに気がついていないとか、言葉で罵られる、大きい声を出される、ちょっとした拍子にすぐ切れて大きい声を出すなど、DVに少しだけ気がついていて、こういうのはDVというのだろうかという、これは本当にそうなのかという確認をされるという相談がとて多いです。

あとは、やはり頻繁に言葉の暴力とかがあるので離婚したいのだけれども、この後、離婚のための準備はどうしたらいいのか、そのような相談がほとんどであります。

傾向の変化というのはコロナ禍前とコロナ禍後、2022年度と2019年度ではあまり変化はありません。

○高橋（龍）委員

必ずしも事案、事件が発生した場合に全ての相談をしているわけではないと思いますので、もしかすると見えていないところでまだまだこうしたことがあるのかもしれないと思います。

次に、家庭でのDVは、子供がいる場合には、虐待等の事件、事案にもつながってまいります。親が子供の前で

けんかをするということなども心理的虐待に当たるということで、ある意味、通報件数が多くて、深刻なケースが埋もれてしまうという危険性もあるものとは思いますが、ただし、それが実際に虐待として適切ではない場合もあるということです。

数年前にも質問したのですが、ここ3年のそうした通報件数というのはどのように推移しているかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

子供の前で親がけんかをする、いわゆる面前DVと言われる行為ですが、そういった行為を含めまして心理的虐待の相談対応件数につきましては、令和元年度で82件、令和2年度で67件、令和3年度で79件となっております。

○高橋（龍）委員

先ほどの子供とは関係のないDVといいますか、そうしたことと合わせると、それなりの件数になるのかと思うのですが、私自身、日々の活動の中で児童養護施設への慰問などにもお邪魔をする機会があります。施設にいる子供の65%程度が虐待を理由としているというふうなデータも目にしたところです。

本市において虐待から児童養護施設への入所につながるというケースは市内の状況として件数がどのようになっているのでしょうか。先ほどと同様に直近3年間の推移をお聞かせいただきたいのですが、いかがですか。

○（こども未来）こども家庭課長

虐待を理由といたしまして、児童養護施設への入所や里親への委託等の措置がなされたケースにつきましては、令和元年度で4件、令和2年度で5件、令和3年度で1件となっております。

○高橋（龍）委員

そうした、入所という形で保護されるというケースはそんなに多くはないと。ただ、実際に起きてしまっているということで、これはなくす方向で動いていかななくてはならないと思っています。

こうした虐待等に関しては、社会問題化することで潜在的だったものが顕在化するということもあって、それこそ社会の変化の中で新たな課題というのも生まれてくるということもあると思います。

ここで先ほどのDVの話に少し立ち戻ります。DVはドメスティック・バイオレンスですから、直訳で家庭内暴力となります。かつてはその表現が多かったものと理解していますが、日本においては、恐らく2001年の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆるDV防止法辺りから、主に配偶者や交際相手からの暴力を指す言葉として、DVだけでなくデートDVという言葉も一般化されてきていますが、少し意味が狭くなってきたという流れがあるものと考えています。

そのため、家庭内暴力と呼ばれていたときとDVという言い方が一般化してから、子供に対する虐待がここから切り離されていると受け止めています。用語の使い方を含めて、市の中ではこの辺りはどういう分け方となっているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

そして、先ほど確認をしたDVの件数の中に、子供への虐待件数が含まれているのかどうか。件数を比較しますと、DVの件数のほうが少なかったということで、ここは含まれていないのであろうとは思いますが、その辺りをお聞かせいただきたいと思います。

加えて、原課同士の情報連携の状況などについてもお示しいただきたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

DV対応の最初の入り口は、どうしても男女共同参画課の女性相談室ということになります。なので本人からの御相談とか、また、警察からの通報みたいなものも、DVということであれば男女共同参画課に入ることになります。

話の中身をよく聞きまして、子供がいる場合、まず子供について事前に市役所の中の関係各課に相談があったか

どうかを関係各課に連絡をいたしまして把握します。それで、相談のあるなしにかかわらず、一緒に対応したほうがいいということであれば、女性相談室に来てもらったり、いろいろな情報を提供して一緒に支援をしていくような形を取っております。

DVの件数の中には、子供への虐待件数は含まれておりませんので、もし子供への影響がある場合は、こども未来部でカウントしているということになると思います。

どちらにしても子供がいる場合については役所の中、また警察とも協力しまして適切に素早い対応をしているところ です。

○高橋（龍）委員

窓口が複数ある場合にはやはり情報の集約というのも非常に重要になってくると思いますので、この辺り、ある程度、数をもって分析等にもつなげていただきたいとは思っております。

子供の虐待に関する話に戻りますが、現在、法律には体罰が虐待に当たると位置づけられているのですが、そうした体罰を伴わない場合に、しつけと虐待の線引きというのが非常に曖昧であるとも指摘されています。

ほかの自治体がどのように表現しているのかと思ひまして、幾つか調べてみたところ、まとめますとしつけとは子供が自ら行動や感情をコントロールできるように導くこと。そして、子供の行動を力でコントロールしようとする事等が虐待となるというふうに示されています。これでもまだ抽象的であると感じるのです。

本市のホームページに掲載されている中でいうと、しつけと体罰は違ひますと書かれていて、厚生労働省の資料みたいなものも貼り付けてあるのですが、体に何らかの苦痛や不快感を与えることが体罰となり、法律で禁止されましたと書かれています。

そして、これが厳格化されていっている、つまり虐待に当たるとされることが厳格化されていっているということとは、健やかな子供の育成のためにはいい流れであるとは思ひていますが、しつけと虐待の境界線が明確にできないことで、気づかないうちに、自分が虐待に当たる行為をしているのではないかと不安に思ってしまうという声をこの間、幾つかお聞きしたところであります。

先ほど申し上げたように、私自身も児童養護施設等と関わりを持つ中で感じるのは、そうした虐待としつけの境界線が曖昧で、それがエスカレートしていったことによって保護につながっているという家庭が少なくないのではないかと感じるのです。

子供のためによかれと思ひて厳しくしつけをしているつもりが、気づけば虐待になってしまっているというケースが散見されるということです。そうした場合にどのように対応するのかということも非常に難しいと感じます。

こうした御相談があった場合には、どういった相談体制となるのかということと、児童相談所との連携も含めてどのようにするのかという御説明をお願いしたいのですが、こちらはいかがでしょう。

○（こども未来）こども家庭課長

しつけと虐待についての御質問でございますけれども、一般的に、たたき蹴る等の行為は身体的虐待として、それから言葉による脅し、無視、あと拒否的な態度などの行為は心理的虐待として、また食事を与えないといった行為は養育放棄、いわゆるネグレクトとして対応いたしております。

いずれも児童とその親などとの面接などを通じまして、個別に異なる児童の心身の状態だとか環境などを踏まえて、個別ケースごとに判断して対応することとなっております。

ただ、虐待対応としましては、児童相談所に通告されるケースなどの場合は、児童相談所が訪問に当たる場合に、当課の職員も同行するなどして、連携して相談対応を行っております。また、そういった子育てに悩んでいらっしゃる方には、怒鳴らない子育ての手法を学ぶ講座への参加を勧めております。

また、児童相談所にて子供の心理判定を受けれますように調整するなどの対応も行っております。こういった支援の方法となっております。

○高橋（龍）委員

この辺り、それこそ明確に体罰的な物理的にといいますか、苦痛を与えるということは、即虐待として認定はされるものと思いますが、やはりその心理的な部分となるとどこかで線を引くというよりは、やはりグラデーションのようになってしまって、ケースごとの判断が場合によっては難しくなると思いますので、例えば親に対してカウンセリング等をお勧めするとか、そうしたいろいろな対応もできるかと思いますので、ぜひこの辺りは市民に寄り添っていただければとお願いを申し上げます。

次に、保育施設での虐待事案に関してなのですが、これも全国で問題となっているところでもあります。昨今、情報発信等をしやすくなったことで、ある意味、透明性が向上したことで問題が起きた場合には顕在化しやすくなっているとも考えられるものの、これは氷山の一角ではないかという声もあって正確な実態の把握は困難であるとも認識をしています。

その中で防止策のようなものは幾つも講じられていますが、例えばその一つにセルフチェックリストというものがあります。施設独自のチェックということで、このセルフチェックリスト等に関して、本市の保育施設でのセルフチェックリスト等を用いた点検などに関して御説明をいただきたいと思いますが、この辺りをお聞かせいただけますか。

○（こども未来）子育て支援課長

全国保育士会が作成した保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリストというのがございまして、こちらは市から各施設に参考としていただくため周知させていただいておりますけれども、これによらず、例えば公立保育所では以前から独自のチェックリストを用いまして、いわゆる不適切保育に当たらない保育の仕方というのを研修などを通じて職員間で確認し合って情報共有を図っていると。

また、民間施設におきましても、幾つか自分の施設でチェックリストを作成していないという施設もございますけれども、不適切保育に当たりそうな事例については、先ほどお話しした全国保育士会が作成したチェックリストなどの考え方をいながら不適切な保育の未然防止や適切な対応のための研修等を実施して、虐待に限らず子供の人権に配慮した保育を行うよう努めているという状況にございます。

○高橋（龍）委員

では、その防止策の一つとして監視カメラというものも挙げられるかと思いますが、その設置についてはどうでしょうか。市内での設置が進んできていると思われますか。

○（こども未来）子育て支援課長

カメラに関しまして不審者の侵入防止のためにカメラを設置しているという施設はございますけれども、そういった虐待を監視する、防止のために室内にカメラを設置しているという話はあまり聞いたことがございませんので、設置自体は進んでいないものと認識しております。

○高橋（龍）委員

保育施設だけではなくて、高齢者施設等でも、今、監視カメラの映像によって、一定の事件が発覚するというところもあるかと思います。そうしたことから監視カメラの設置というのは一定の抑止力として期待はできると思います。ただし、そのカメラの映像のチェックが行われなければ、何かが起きてから証拠映像として見返すというような事後の対応ということにもなりかねないと思っています。

人的リソースがやはり十分ではない中で、そうした業務に人をなかなか当てられないという実情自体は理解をするところでもあります。

今後、こども家庭庁としても、DXの推進等も掲げているということですから、例えば、AIによって不適切事例の判別等にも技術的には、今後進んでいくのかもしれませんが。そうしたところで、デジタルの技術革新にも期待するところでもありますので、今のところは、丁寧な保育ということをしっかり促していただきますようお願いを申

し上げるところです。

◎重層的支援体制整備事業について

3点目、重層的支援体制整備事業に関して触れさせてください。

このお話は代表質問でもこの内容に関して触れさせていただきましたし、私自身これまでこの重層的支援体制の整備の必要性ということは度々お聞きしてまいりました。地域福祉についてはライフワークとしてこの間取り組んでまいりましたし、任期最後の質問ということでこの点で締めくくりたいと思っております。

二つだけ聞かせていただきます。まず1点目、本市の福祉における資源、そしてまちとしての性質等を踏まえて、この重層的支援体制整備事業には独自性も出てくるかと考えますが、その辺りのお考えをお示しいただきたいと思っております。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

福祉における人材としましても、また法人などの取組などを見ましても、複合的であったり、複雑な福祉の問題に、それぞれ積極的に関わっていると認識しています。今後、重層的支援体制を構築するに当たりましては、広くこの取組を効果的に組み合わせていくというような形を取るとともに、庁内、庁外にかかわらず幅広く各分野との連携調整を図りまして、参加支援ですとか、地域づくりに向けた支援におきまして、本市の独自性は何なのかというところも検討しまして、盛り込んでまいりたいというふうに思います。

○高橋（龍）委員

市として、包括的な視点でこの事業に最も期待する効果についてお答えをいただきたいと思っております。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

まずは、各相談機関が顔の見えるお付き合いができるということを目指しまして、庁外の関係機関ですとか、各団体等も巻き込むといえますか、連携した形で相談窓口のネットワーク化を進めてまいりたいというふうに考えております。これを進めることで、制度のはざまにあるなどで、これまでアプローチできなかった、悩みを抱えている方へのアプローチですとか、地域全体で取り組めるようなことを期待しているものでございます。

○高橋（龍）委員

最後に、この任期を通して私自身もできるだけ、決して強くない立場といいますか、どちらかというと、一般的に弱者と言われてしまう方々の支援に関して強く私自身は取り組んでまいりました。こうした、重層的支援体制整備事業も含めて、全ての住民にとって暮らしやすいまちに向けて引き続き御尽力をよろしくお願い申し上げまして、この質問を終わりたいと思っております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時56分

再開 午後3時19分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○丸山委員

◎「第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画」における中間年での見直しについて

まず、報告を聞いてですけれども、第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画における中間年での見直しについてです。

一時預かり事業についてお聞きします。

この事業について対象者と手続等を簡単に説明してください。

○（こども未来）子育て支援課長

対象等ですけれども、保育所や幼稚園などに通っていない1歳以上の就学前児童で、保護者の就労や入院、出産などのほか、リフレッシュを目的に、一時的に預けることができる事業です。利用手続は利用者が直接、実施している施設に申し込む形になります。

○丸山委員

それで日本赤十字社小樽保育所が令和4年度からこの事業を休止しているのですけれども、その理由を伺います。

○（こども未来）子育て支援課長

この一時預かりの事業のための保育士を確保できないというところにございます。

○丸山委員

令和2年度から令和4年度の実績を見ると、例年300件弱の延べ利用人数なのですけれども、ここで令和3年度の延べ利用人数が272人となっていますけれども、このとき三つの保育所が事業をやっていたと思うのですが、三つの保育所の内訳をお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

令和3年度の内訳ですけれども、日本赤十字社小樽保育所が144人、ゆりかご保育園が117人、あおぞら保育園が11人の合計272人となっています。

○丸山委員

そうすると日本赤十字社小樽保育所での利用が結構あるのですが、令和4年度から事業休止ということでその影響はいかがでしょうか、お答えください。

○（こども未来）子育て支援課長

先ほど申しました日本赤十字社小樽保育所での令和3年度の利用者144名の利用状況を確認しましたところ、この中には就労を理由にした利用者はおりませんでした。残りは出産やリフレッシュなどを目的に利用されていた方が多い状況にございます。

こういった出産やリフレッシュで一時的に利用したいというニーズは当然ございますので、事業を休止して、影響が全くないということではありませんけれども、令和3年度まで一時預かりを利用していた方の中には、既に保育所ですとか、幼稚園に入られている方もおり、また近くには同じく一時預かりを実施しているゆりかご保育園もございますので、現状では、それほど大きな影響は出ていないものと認識しております。

○丸山委員

とはいえ、事業を実施している保育所がある地域が、勝納町と入船になると思うのですけれども、別の地域で事業を実施してほしいという要望とかはないのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

ほかの地域で事業を実施してほしいという要望というのはございません。

○丸山委員

◎「第3次小樽市男女共同参画基本計画」の策定について

次に、第3次小樽市男女共同参画基本計画（案）についてですが、前回、第4回定例会の厚生常任委員会で、16ページの「基本方向4 多様性を尊重する意識づくり」のページを質問させていただきました。特に、母性という言葉について取り上げたところですが、その後、パブリックコメントを経て今回、修正された部分が三つあると書

かれていたかと思います。

それぞれ、どのような経緯というか、考え方から修正となったのかお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

一つ目は、計画案の2ページ目に、「2 第2次小樽市男女共同参画基本計画の検証」とありますが、パブリックコメントの際には、第2次小樽市男女共同参画基本計画の検証はあったものの内容としては不十分でありました。計画案には、詳しい検証の記載はなく、男女の地位の平等感と固定的な性別役割分担意識に関する、男女共同参画に関する市民意識調査の結果と第2次小樽市男女共同参画基本計画の成果指標の達成度について少し触れているだけなので、計画案だけでは第2次小樽市男女共同参画基本計画の成果指標の状況も分からず、どのように検証したかも分からないというような御指摘がありました。そのためページを増やしまして、検証結果をもう少し詳しく記載して、第2次小樽市男女共同参画基本計画の成果指標の数値も追加をしております。

二つ目は、計画案の15ページ、「基本方向3 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）」に、痴漢は性暴力であり犯罪ということと性的同意という考えを入れてほしいという御意見がありました。

当初、計画案では、あらゆる暴力の中に性暴力も含んでいるという考えでございましたが、今年度、国の女性活躍・男女共同参画の重点方針において、第5次男女共同参画基本計画を着実に実行するために重点的に取り組む事項の一つとして、性犯罪・性暴力対策の強化と示されていることもありまして、本市の計画にも性暴力を明記することといたしました。

三つ目につきましては、2件意見が寄せられておりまして、計画案の16ページの母性の重要性ということとは適切ではない、必要がないという意見と、母性保護という表現がいいのではないかと御意見でした。当初の計画案では、妊娠や出産は女性にしかできないことなので、男性もその大変さを理解する必要があるといった意味合いであり、実際の事業は性の尊重や母性保護に関する講座や研修会を想定していたのですが、御意見にありましてとおり、子供を産めない人、産まない人、産む、産まないに興味のない方もおりまして、そのような方々に対して、不適切な言葉であるという御意見のとおり、この部分は修正させていただくことにいたしました。

○丸山委員

パブリックコメントの内容が、計画に反映されたということは評価したいと思います。

このリプロダクティブ・ヘルス／ライツだとか、そういった女性の権利だとかということについては、今、大きな変化の波の中にあるといたしますか、そんなふうに思っています。この計画自体が10年間ということで結構長期の計画でもあるので、パブリックコメントの内容が反映されたことはよかったと思います。

また、市民の皆さんの声を反映した市政の運営に期待をするところです。

◎新型コロナウイルス感染症が5月8日以降、5類感染症になった後の市の対応について

質問を移して、新型コロナウイルス感染症が5類感染症になった後の市の対応についてお聞きします。

5類となるということで、季節性インフルエンザと同様となると考えていいのかどうか、お答えください。

○（保健所）健康増進課長

5類となるということで季節性インフルエンザと同様となるのかということで御質問いただきました。国では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて、オミクロン株とは大きく病原性の異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、本年5月8日から5類感染症に位置づけることとしてございますが、これによってすぐに季節性インフルエンザと同様となるわけではございません。

これまでの医療機関からの発生届ですとか日次報告による新型コロナウイルス感染症の患者の全数把握というのがなくなりまして、今後につきましては季節性インフルエンザと同様に、定点医療機関で陽性が確認された患者数の感染動向の把握へと変わっていきます。

また、感染された方につきましては行動の制限がなくなります。医療費の自己負担分に係る一定の公費支援に

つきましては急激な負担増を回避するために、期限を区切って継続することとさせていただきます。

○丸山委員

少し具体的に聞きたい点があります。今まで感染された場合、支援があったと思うのです。自宅療養セットだったりとか、パルスオキシメーターはもういらないかもしれませんが、そういった支援は、5月8日以降全くなくなるということですか。

○（保健所）健康増進課長

自宅療養者に支援しておりましたパルスオキシメーターですとか、自宅療養セットの配布につきましては、今後につきましては陽性者の行動制限がなくなりますので、マスクをつけて買物に出ることができるということになりますので、そういった部分の支援については終了することとなります。

○丸山委員

5類に移行した後の相談支援体制なのですけれども、かかりつけ医がない場合に発熱したときにどこに受診すればいいのかとか、陽性になった後、体調が急変した後の相談については、保健所では受けないということなのでしょうか。お答えください。

○（保健所）健康増進課長

国の事務連絡によりますと、外来や救急への影響緩和のために発熱時の受診相談機能ですとか、体調急変時の相談機能は継続させなさいということで通知されてございますので、今後の市の相談支援体制につきましては、今後の北海道の対応を踏まえまして、市としての体制を検討してまいりたいということで考えてございます。

○丸山委員

5月8日以降の対応は、これから検討されるということでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

この通知が出たのが先週の金曜日の夜なので、北海道の対応も踏まえながら、今後、市としてどういう相談支援体制を取っていくかということを検討してまいりたいと考えてございます。

○丸山委員

あと、医療費の負担についてですけれども、段階的という説明があったかと思いますが、検査については今まで無料でできていた部分もあると思うのですが、発熱をして、新型コロナウイルス感染症の検査キットを使用する場合、この検査キットを市独自の対応として無料にできないのかということと、それから、高齢者施設と介護施設は定期的に検査していたかと思うのですが、これを継続するということは考えていないのかどうか確認したいです。

○（保健所）健康増進課長

ただいま御質問のありました検査キットの部分につきましては、現状では市独自の対応することは考えてございません。

高齢者施設の定期的な検査の部分につきましては、国からも今後、一定程度継続するということで示されてございますので、北海道などの対応も見ながら検討してまいりたいと考えてございます。

○丸山委員

それから、例えば公共サービスに従事する公務員だったり民間労働者が陽性あるいは濃厚接触者となった場合の休暇の取扱いについてはどうなるのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

公共サービスに従事する方が陽性だったり濃厚接触者になった場合の休暇の取扱いということですが、国から陽性者や濃厚接触者の休暇に関する取扱いが示されていないものですから、休暇の取扱いについては各事業所で判断されることになるかと思います。

○丸山委員

休暇の扱いについては季節性インフルエンザと同等になるということで基本的にはいいのですか。発熱したら休んでくださいというような要請は季節性インフルエンザでもするかと思うのですが、それと同じというふうに今のところ考えているということでもいいのかどうか。

○（保健所）健康増進課長

その辺が季節性インフルエンザと同じようになるかという部分につきましては、国から示されておりませんので何とも言えないところでございます。

○丸山委員

今まで市内で新型コロナウイルス感染症の病床といえますか、確保されてきたと思うのですが、これについてはどうなるかお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

新型コロナウイルス感染症の病床につきましては、病床の確保自体は都道府県がやりなさいということになっておりまして、北海道であれば北海道が確保するということになると思うのですが、国としては新型コロナウイルス感染症に対応できる外来も含めて、軽症等の入院患者の受入れや、対応する医療機関を維持、拡大するというのを促しておりますので、先日来た事務連絡によりますと、9月末までの移行計画を4月中に策定するようにという事務連絡が出ておりますので、いずれ北海道から追って示されるものと考えております。

○丸山委員

市として5類になった後で、市民の方に、特に感染予防についてどのような対策を求めるのかについてお聞きします。

○（保健所）健康増進課長

5類移行後に市民に対して求めていく対策につきましては、国の厚生科学審議会感染症部会でも、基本的な感染対策について、引き続き効果的な換気や手洗いなどの手指衛生の励行をお願いするべきだとしていることから、本市におきましても、引き続き基本的な感染対策をお願いするとともに、新型コロナウイルス感染症に罹患しても重症化しないように、ワクチン接種の検討について市民の皆さんも検討いただきたいというふうに考えてございます。

また、医療機関の逼迫を防ぐために、5類移行後においても重症化リスクの低い方には日頃から各自で検査キットや解熱鎮痛剤を用意していただきまして、体調が悪くなったときには検査をして、陽性になったときには自宅療養をお願いしまして、重症化リスクのある方には、かかりつけ医などの医療機関に相談していただきたいということで考えてございます。

○丸山委員

まだ、国あるいは道からの考え方が十分に示されていないところもあって、対応に苦慮しているというのはすごくよく分かります。

ただ、このまま新型コロナウイルス感染症が収束してくればいいというのは多くの方が思っているのですが、なかなかそうはいかないかもしれないという危惧がある中で、新たな株が発見されるだとか、それがアンラッキーにも感染力がすごく強いだとかということが分かってきた場合には、市独自でも検査キットの無料化であるとか定期的な検査であるとか、市民への必要な支援を今までやってきたと思うわけです。そういった対応をお願いするとともに、柔軟な対応を検討してほしいと思うのですが、そのことについてのお考えをお聞かせください。

○（保健所）次長

ただいまお話がありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の性質が変わってオミクロン株とは大きく異なる病原性に移っていったといった場合には、国でも即座に対応するというような方向性は示されております。具体的ではございませんけれども、国が対応すると言っておりますので、市としても国の動きをしっかり見極めて、迅速

に対応できる体制は取らなければいけないというふうに考えています。

市独自のいろいろな施策ということの御提言ですけれども、いずれにしましても国がどう動いてくれるかによって市町村の対応が変わってきますので、迅速に適切に対応できるということを考えていきたいというふうに思っております。

○丸山委員

今までの医療従事者や保健所の皆さんの御苦勞を考えれば、本当にこのまま収束してほしいと思うところですが、市民の皆さんの健康は守らなければいけないと思いますので、よろしくお願いします。

◎（仮称）北海道小樽余市風力発電所計画について

次に、質問を移します。

（仮称）北海道小樽余市風力発電所計画についてですが、計画を進めている双日株式会社が、2月中旬に法定説明会を市内数か所で行っています。特にマリンホールでは予定の時間になっても質問が尽きないということで大きな関心が寄せられています。

説明会で結構なボリュームの資料がありましたけれども、景観への影響について、例えば塩谷丸山の山頂から羊蹄山のほうを臨めば1.1キロメートル先に計画の26基の風車が当然ですけれども、全部見えます。それから、毛無山展望所から於古登山を臨むと5.2キロメートル先に13基の風車が見えるということが写真とともに資料で示されました。せっかく山の上まで登ってきて、自然のいい景色を見ようと思っても、予期せず巨大な風車を見せられるということになってしまいます。

それから、小樽市内の中心部からも小樽運河の中央橋から7キロメートル先に5基。小樽運河の浅草橋周辺から7キロメートル先に7基。水天宮からも6.5キロメートル先に7基見えてくるということが示されました。さらには、蘭島海水浴場からは3.7キロメートル先に19基の風車が見えるということで、蘭島海水浴場は、北海道で最初に開設された海水浴場ということで、現在でも多くの海水浴客が訪れる場所です。私の子供もお世話になっています。

せっかく、自然にも囲まれた観光地である小樽を楽しみに来ているのに風車が目に入るというのは、私は興ざめだと思うのですが、市としては景観を損なうということについてどのように考えているか、お答えください。

○（生活環境）環境課長

計画されております風力発電施設が本市の特性であります自然景観、それから眺望景観、特に本市の貴重な観光資源でもあります塩谷丸山など、こういったところからの眺望に与える影響があるというふうに考えてございます。

○丸山委員

さらに、これは資料からですが、人と自然との触れ合いの活動の場ということで設けられていますが、そこにある図を見ると、小樽周辺自然遊歩道というのがあります。塩谷から塩谷丸山に登って、その先ずっと行って天狗山にも伸びるような自然遊歩道ですけれども、この自然遊歩道の示された点線と重なるように風力発電所計画が示されています。ざっと数えて8基ほどがこの線上にあるのですけれども、資料の環境保全措置・予測・評価の結果という項目がありまして、この自然遊歩道の地形改変の結果について、資料ではどのように説明をしているのか、読み上げてください。

○（生活環境）環境課長

資料に記載しております主な結果を、読ませていただきます。

「風力発電機及び作業道の設置箇所との交差部に限り遊歩道を改変するが、供用後も遠藤山や於古登山の山頂を含めた遊歩道の利用は可能であることから、遊歩道全体の影響は小さいものと予測」。その後、矢印がございまして、「山頂部分の改変は最小限に留める。関係機関、施設管理者、関連団体及び周辺自治会と協議・調整の上、遊歩道内の整備や有効な措置を検討する等の環境保全措置を講じることで、影響の低減を図る。」と記載されてございます。

○丸山委員

自然遊歩道の利用は可能であることから、自然遊歩道全体の影響は小さいものと予測するというので、景観ですとか、そういったことへの影響についてはかなり過小評価しているのではないかと、この記述から私は感じるのです。これまでの事業者からの説明でも、参加者からは景観を損なうことへの懸念が出されていました。

それにもかかわらず、自然遊歩道に重なる計画を出してくるということは、本当に私としては憤りを禁じ得ないのですけれども、市としてはどういうふうに考えますか。

○（生活環境）環境課長

準備書に記載されております風力発電の設置につきましては、小樽周辺自然遊歩道と重なっております。ですので、自然遊歩道からの景観だけではなく、自然遊歩道そのものにも影響があると考えてございます。

○丸山委員

本当に、かなりの景観を損なう計画だということが分かってきたと思うのです。

それで、もう一つ、地滑りのことについても言及したいのですけれども、地方独立行政法人北海道立総合研究機構というところに、エネルギー・環境・地質研究所というのがあります。このホームページからは、北海道の地すべり地形分布図というのが公開されております。

この分布図を見ますと、計画区域は地滑りの危険箇所にも重なるように見える場所があるわけです。事業者の説明では、こうした資料を参考にすると言いつつ事業者独自の調査もしますと。そうしていただければいいと思うのですが、この地盤調査結果に基づき設計に反映すると資料では書かれていますから、事業者は計画の撤回は視野にないのだと私は理解しました。しかし、土砂災害が起これば元に戻すことはできませんし、人的災害が起こらないとも限らない。

この計画は進めるべきではないと考えますけれども、市はどのように考えますか。

○（生活環境）環境課長

準備書におきましては、地滑りに関する事項、それから土砂災害に関する事項の記載がございます。これによって、市の意見を述べるために合理的な根拠等が必要になってきますので、準備書の記載内容につきまして、庁内の担当部署に確認しまして、考え方を整理したいと考えてございます。

○丸山委員

それから、工事開始までの許認可についてもお聞きしておきたいと思います。

保安林の解除、国有林の貸付契約締結には市町村の長からの同意が必要とあるのですけれども、これは小樽市の同意が必要というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

国有保安林の手続におきましては、事業者が国の機関であります石狩森林管理署に保安林解除、それから国有林野の貸付けの申請をすることになっておりますが、その際に国の風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等手続マニュアルでは地元市町村の長の同意の添付を求めています。

○丸山委員

先ほど申し上げたエネルギー・環境・地質研究所では、ホームページに地滑りの危険があると示した箇所のほかにも、災害の危険箇所があることを否定できないとしています。何らかの事業をやるときにはきちんと調べてという文言があったかと思います。

先ほども言いましたけれども、事業者は、こうした資料を参考にするとしながら、独自の調査で判断するという姿勢です。これまで申し上げてきた資料でも、風力発電所の計画区域全体に多数の危険箇所というのはあるわけです。エネルギー・環境・地質研究所の資料でも、そして今回事業者が示してきた資料の中でも危険箇所がある。事業をやって、その影響は計り知れないと私は思っています。

小樽市はやはり、この風力発電所計画の計画区域である国有林の貸付契約を認可するべきではないというふうに思うのですが、いかがですか。

○（生活環境）環境課長

貸付契約につきましては、国の機関であります石狩森林管理署が行うことになります。

ですので、市は同意を求められた場合に同意するか、しないかということになりますけれども、これまで低周波音による健康被害、それから自然環境や景観への影響の懸念、それから市民の皆様からこれまでいただいた多くの御意見がございます。

そして、準備書に示されている環境影響評価の結果等を踏まえまして、慎重に判断したいと考えてございます。

○丸山委員

今、市は同意書を求められた場合というふうにお答えいただいたのですが、これは同意書は求められると考えていいのですか。それとも、求められない場合もあるということですか。

○（生活環境）環境課長

国有保安林の手続ということになりますが、これは事業者が石狩森林管理署に手続を取りますけれども、そのときに地元自治体の同意書の添付を求められるということになります。

ですので、その際に事業者から同意書を求められれば、そのときに市で同意するかしないかということで判断したいと考えてございます。

○丸山委員

いずれにしても、地域住民というのは私たちですけれども、かけがえのない財産だと思うのです、やはり景観も、住民の健康もそうですけれども、住民合意があるということが大前提だと思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

◎第9期介護保険料算定に向けた本市の考え方について

第9期介護保険料算定に向けた本市の考え方についてですが、第8期介護保険料は2021年度から2023年度を期間として基準額月額5,990円とされています。この後2024年度から9期に入りますが、その保険料がどうなるのかということです。

第8期のときに値上げが見込まれましたけれども、基金の繰入れで据置きとなりました。ただ、この第9期については値上がりをする見込みとされていますけれども、実際、第9期は2024年度からになりますが、基準額の見込みはどうなっているのかお聞かせください。

○（福祉保険）介護保険課長

現時点で第9期の基準額の見込みは算出しておりません。先週3月8日に厚生労働省から全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議の資料が示されまして、その中で4月頃に、介護保険事業計画の効率的な作成や進捗管理に資する手引を提供するとありますので、その手引に沿って計画策定作業を行うとともに、4月以降に設置する小樽市高齢者保健福祉計画等策定委員会で御審議いただきながら、介護保険料基準額の見込みを立ててまいりたいと考えております。

○丸山委員

今後の介護保険の被保険者数というのは減少していくということによろしいでしょうか。

○（福祉保険）介護保険課長

既に第1号被保険者数は、令和2年度以降、減少に転じております。第9期の介護保険事業計画の中間年である令和7年度に、いわゆる団塊の世代といわれる方々が全て75歳以上になるということで、後期高齢者数がピークを迎える見込みであります。

○丸山委員

道内主要10市の中で、本市の介護保険料はどのくらいになりますか。

○（福祉保険）介護保険課長

基準額が高いほうから4番目となっております。

○丸山委員

そうになっている要因として、どのようなことが考えられるでしょうか。

○（福祉保険）介護保険課長

本市は高齢者が多く、介護認定を受けられている方も多いため、介護給付費の総額が多額に上っております。そのため、本来はもう少し上位に位置するところではありますが、第7期までに積み立てた介護給付費準備基金で軽減を図った結果と考えております。

○丸山委員

ぜひ9期も軽減を図っていただきたいのですけれども、高過ぎる介護保険料が市民の生活を苦しめています。日本共産党小樽地区委員会が行ったアンケート調査で、あなたが今関心の高い問題は何ですかという質問に、一番関心が高かったのは医療や介護で13.3%でした。10.5%の年金などの老後生活、10.4%の除排雪と比べても高いと思います。

こうした結果に対して小樽市としてどのような感想をお持ちでしょうか。

○（福祉保険）介護保険課長

本市は高齢者が多く、高齢の単身世帯ですとか夫婦のみの世帯も多いため、医療や介護に対するニーズが高いことの表れではないかと考えております。

今後、計画策定に当たっては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等を実施しまして、高齢者のニーズをしっかりと把握していきたいと考えております。

○丸山委員

独居の老人が増えているというのは、私も本当にそのとおりだと思います。

そして当然のことながら毎年、年を重ねていくことで、できることができなくなっていくという状況も進んでいくということで、介護保険制度、介護サービスの需要は高まっていくのだと思うのですが、しかし、収入が増えていくわけではありません。しかもこの物価高騰の中、本当にできるだけの軽減策をお願いしたいと思うのですが、第1号被保険者は、年金額が年額18万円以上の場合は年金から天引きされるのです。年金は上がらないのに容赦なく引き落とされるということについて、どのような所感をお持ちですか。

○（福祉保険）介護保険課長

介護保険料の特別徴収、いわゆる年金からの天引きにつきましては、法令に基づき、全国的に行われているものであります。これを普通徴収とした場合、新たに高齢者が金融機関等へ納めに行く手間が増えることや市の保険料徴収事務が煩雑になることが見込まれることから、やむを得ないものと考えております。

○丸山委員

高齢者人口はこの先、減っていくということですから、第9期だけ頑張って保険料を抑えて、その後は下がっていくのではないかと思います。基金の繰入れはもちろんやっていただきたいのですけれども、一般会計からの繰入れなど、あらゆる手段を尽くして介護保険の保険料を引き下げると、少なくとも上がらないようにしてほしいと思うのですけれども、考えをお聞きます。

○（福祉保険）介護保険課長

先ほども申し上げましたが、今後75歳以上の人口のピークを迎えますが、それに伴い介護が必要な方が増え、その後もしばらく介護給付費の増加が見込まれます。一方、第1号被保険者数は減少しておりますので1人当たりの

負担額が増加することとなります。これらの要因から、基準額は上がる可能性があります。

また、介護保険制度では、介護給付費が見込みを上回るなど会計上の不足が生じる場合でも、法定の負担割合を超えて一般財源から繰り入れることのないよう、財政安定化基金の貸付金で賄う仕組みとなっております。法定外で一般財源から繰入れを行うことは、高齢者の助け合いの仕組みとして、保険料で賄う分を単に転嫁することとなるほか、給付と負担の関係を不明確にするなどの理由で禁止されております。

そのため一般財源を保険料の抑制には使えませんが、今後、小樽市高齢者保健福祉計画等策定委員会で御議論いただいた上で安定的な保険運営を見据えながら介護給付費準備基金を投入し、上昇分に対する一定の軽減を図る必要があると考えております。

○丸山委員

介護保険料の負担についてこれまで言ってきたのですけれども、それに加えて介護の現場の厳しさも高まってきているのではないかと思います。介護職員の確保ということも大きな課題だと思っています。

保険料は上がっていく、人手不足で現場は大変、払える保険料を設定できるようにすることや、人材不足を解消するための処遇改善ができるように国にも求めていくべきだと思いますけれども、最後にお聞きします。

○（福祉保険）介護保険課長

これまで全国市長会を通じまして、国に対して保険料の部分につきましては、低所得者に対する保険料や利用料の軽減策については国の責任において財政措置を含め、総合的かつ統一的な対策を講じることと、介護従事者の不足につきましては、介護従事者の確保・育成・定着と一層の処遇改善を図るため、財政措置を拡充することと、それぞれ求めておりますので、引き続き要望してまいりたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員退室）

○委員長

公明党に移します。

○高橋（克幸）委員

◎「第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画」における中間年での見直しについて

最初に、第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画における中間年での見直しの中から、7ページ、一時預かり事業の数字について説明をしていただきたいと思います。

現在の計画値ということで、需要量の見込み延べ利用人数585人に対して、確保方策延べ利用人数1万3,500人という数字なのですが、これはどういう意味の数字なのかお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

数字の内容になりますけれども、まず確保方策延べ利用人数1万3,500人のほうは、一時預かりを1施設で1日15人まで受け入れることができます。年間の開設日数が300日になりますので、1施設当たり年間マックスで4,500人受入れができますので、今回この1万3,500人というのは3施設ございますから4,500人掛ける3施設で1万3,500人と、最大の受皿を示してございます。

一方、585人という需要量の見込みなのですから、これは年間でどれくらいの利用件数があるかという見込みの数字でございますが、これは第1期の計画の実績に基づいて、平成28年度から平成30年度の年間利用件数の平均を用いた数字となっておりますので、こういった数値になっているものでございます。

○高橋（克幸）委員

何か分かりづらいのですけれども、同じ述べ利用人数という表記で、なぜこんなに桁数が違うのかというのが最初に思った疑問なのです。上に算出方法と書いてあるのですけれども、上の数字と下の数字の意味合いがこれだとよく分からないのではないかと聞いていますのですけれども、これは説明が足りないのではないですか。

○（こども未来）子育て支援課長

確かに委員おっしゃるように、ぱっと見、明らかに桁が違いますので、非常に分かりづらいのですけれども、上は需要量の見込みで、下は確保方策というところで、上はどれぐらい使われるかと、下は定員で、いわゆる確保方策をかけなさいという国の手引に沿ってこういう表記にはしているのですけれども、確かにおっしゃられるとおり分かりづらい部分がございますので、次期計画等の記入に当たってはこの辺少し工夫してまいりたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

数字なので、どうしても比較しますから、その意味がはっきりしないとどういうことを言っているのか、私も最初、のみ込めなかったのがこれはぜひ改善してほしいと思います。

もう1点、数字で確認したいと思いますけれども、9ページ目、制度が変わってこの数字が変わってきているのだというのは理解しました。

それで、令和4年度に市内の幼稚園4か所が、従来型幼稚園から新制度幼稚園に移行したので数字がゼロになったということなのですけれども、この新制度幼稚園と従来型幼稚園とは何が違うのか、この新1号認定というのはどういうことなのか、この辺の流れを説明してください。

○（こども未来）子育て支援課長

まず新制度幼稚園とは何かという部分なのですけれども、これは平成27年4月から始まりました、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園のことを新制度幼稚園というふうに呼んでございます。

一方で、当時、この新制度に移行していない幼稚園もございましたので、これは新制度幼稚園というふうには呼んでおりません。

認定の部分ですけれども、少し言葉の説明をさせていただきますと、新制度に移行した幼稚園の利用児童が受けるのが1号認定になります。新制度に移行していない従来型の幼稚園を利用している児童が受ける認定が新1号認定というふうな違いがございます。

○高橋（克幸）委員

もう1点、この市外という2文字があるのですが、この市外というのはどこを想定している市外なのか、説明してください。

○（こども未来）子育て支援課長

主に隣の札幌市の施設に通われている子供がおりますので、そちらを想定しております。

○高橋（克幸）委員

◎「第3次小樽市男女共同参画基本計画」の策定について

次に、第3次小樽市男女共同参画基本計画について伺います。

この中で4ページに載っております第2次小樽市男女共同参画基本計画成果指標というのがあります。主なもので結構なのですが、この第2次小樽市男女共同参画基本計画の成果指標について、どのように受け止められているのか、説明をお願いします。

○（生活環境）男女共同参画課長

第2次小樽市男女共同参画基本計画の成果指標につきましては、まず目標値に達したものが一つしかなかったということでありまして。それは男性が介護休業を取ることは家族として当然であると思う人の割合でありました。

第2次小樽市男女共同参画基本計画の策定時よりも現状値が上がっているものはありますけれども、地域社会で男女平等となっていると思う人の割合や、職場で男女平等となっていると思う人の割合が同数または下がっているということで、なかなか職場や、地域社会では男女平等になっていないというふうに感じておりまして、これから先、この新しい計画に基づいて男女共同参画が推進できるようにもっと力を入れてやっていかなければいけないと思っております。

○高橋（克幸）委員

そうですね。私もこの問題は大変難しいのだろうと感じております。

それで、この計画の8ページに成果指標ということで設定をしていますという記述があるわけです。

例えば「7 市職員の管理職における女性の割合」、これはいろいろな企業も含めてだと思えますけれども「8 職場で男女平等となっていると思う人の割合」、「10 家庭生活上で男女平等となっていると思う人の割合」というこの三つについて気になったので確認をしたいと思えます。

市職員の管理職における女性の割合というのは、これは男女共同参画課では手をつけられないと思えますので、当然対象は職員課が所管になると思えますけれども、職員課は職員課で一定程度の計画を持っていると思うのですが、この計画と職員課の持っている実行計画なのかどういふ計画なのか分かりませんが、その計画との整合性というのはどういふふうな関係になりますか。

○（生活環境）男女共同参画課長

まず女性活躍推進計画において、事業所は女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画というものを定めなさいということになっておりまして、小樽市も一事業所として、特定事業主行動計画を定めております。

その中では、小樽市の女性の管理職の割合を令和7年度で目標25.0%というふうに定めております。

私どもの計画では、令和13年度で40%としておりまして、この40%の根拠は令和4年4月における全職員の女性の割合が40%に近かったもので、その近似値を取って40%にさせていただきました。

○高橋（克幸）委員

何かよく分からない根拠ですね。

その数字は議論しませんが、以前、議会で報告があったときに、女性管理職が少ないという議会からの質問に対して、いろいろな要因があって、一つには女性職員が管理職になりたくない、責任を取りたくないというような意見もあったのだというふうなお話を伺っています。

そういう意味で、男性の職員と女性の職員との特性の差があるのかとそのとき私は感じたのですが、これについてはどのように思えますか。

○（生活環境）男女共同参画課長

それにつきましては、やはり女性は子育てとか妊娠・出産による休みもありますし、その部分でなかなか時間外の勤務が難しかったりとか、そういうのがあると思えます。

それで今、社会全体で女性も男性も平等にというか、働くことを目指して女性活躍推進ということを目指しておりますが、女性が家事や育児があっても働きやすい環境をつくるということをこの計画にも盛り込んでおりますので、小樽市の女性職員も特定事業主行動計画でも定めている行動計画がありますし、第3次小樽市男女共同参画基本計画も女性活躍推進ということで、働きやすい環境を整えるなどというのがありますので、それによって少しずつ管理職になりたいと思う女性が増えていけばいいと思っております。

○高橋（克幸）委員

市職員については課長も把握できると思えますので、それはこれからの議論になるかと思うのですが、問題は各企業に対してだったり、各家庭に対して、計画はつくりました、だけれども、市として何ができるかといったら周知とお願いしかできないわけですね。この辺がなかなかこの計画の難しいところかと私は思っているのです

けれども、まず周知については、どのように考えているのかお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

周知につきましては、男女共同参画課で毎年男女共同参画の講演会をやったりとか、パネル展をやったりとか、小樽市男女共同参画推進協議会との共催での行事など、いろいろとやっております。

また、今ホームページに男女共同参画に関する情報が少し少ないというふうに思っております、この計画を策定すると同時に、そのページも増やしていきたいというふうに思っております。

○高橋（克幸）委員

あと、一番難しいと思うのは、やはり家庭なのかと思います。なかなか距離感があって、市で基本計画という本当の総論みたいな計画をつくるのは市の仕事、役割ですから、それは当然だと思うのですが、いかにこれが目標に近づけるかということを進めるためには、いろいろな努力が必要だと思うんですね。できるもの、できないものもありますけれども、これから各家庭に対して市として何をやっていこうと思っているのか、それについてお答えをお願いします。

○（生活環境）男女共同参画課長

まず、家庭における男女共同参画についてですが、働きたいと思う女性が働けるような家庭環境をつくっていくのが大事だと思います。

家事、子育て、介護、それは女性の仕事だというふうな考えが昔はありまして、そういうのは今はどんどん薄れてきておりますけれども、まだまだそういうふうに感じさせる、市民意識調査でもそういう結果が出ておりますので、まずワーク・ライフ・バランスの考え方の浸透とか普及を目指していきたいというふうに思っております。

○高橋（克幸）委員

そうですね。やはりそういうふうな形になるかと思うのですが。

先週見つけたのですが、内閣府の男女共同参画局というのがあるんですね。ここで京都大学の大学院の伊藤教授のコラムが載っておりました。短いコラムですのではしよって要分だけ説明をしますけれども、題名はこうです。

「男性にとっての男女共同参画コラム「男性たちに男女共同参画の重要性を認識してもらうために」」というのがこのコラムの題名です。

「男女共同参画というと、やはりまだ多くの方が「女性の問題」と思われるのではないかと思います。しかし、この課題は、「男性の問題」でもあり、もっといえば、「日本社会の未来」をめぐる課題なのだ。」と。「ところが、男性の多くは、性別分業の発想から脱却できていない。社会の中軸をこれまで担ってきた男性たちの意識と生活スタイルが変わらなければ男女共同参画は進まないだろう。」と。「男性たちにもきちんと認識してもらう必要がある。」と、そういう内容でした。先ほど課長が言われた、男性は職場、女性は家事育児、こういうのが続いてきたということですね。

国際社会のジェンダー平等の動きでは1970年以降、この30年間で女性の労働力率が僅か5%しか拡大しなかったOECD加盟国は日本だけだろう。日本だけが物すごく低いという、そういう数字だそうです。「男女共同参画を進めるには、何よりもワーク・ライフ・バランスが前提になる。」と。先ほど課長が言った内容ですね。

最後にこういうふうに言われています。「男女共同参画の必要性を男性に知らせるために、さまざまな工夫と努力が今求められているのである。」ということで締めくくっています。

今御紹介しましたが、まずこれについてどのような感想をお持ちか、お答えいただきたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

市民意識調査でも、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという固定的な性別役割分担意識を測る質問を見ても、その意識は少しずつは薄れてはきているのですが、そう考える割合は男性が高いです。

それと、家庭内の家事分担についても、過去の調査と比べると妻中心の割合は減少し同程度と考える割合が増加

はしているのですけれども、同程度だというふうに考えているのは男性が高く、女性は低いということで、つまり男性は家事は私はやっているという認識の人がいて、女性は父は全然やっていないというふうに思っているというのが数字で表れておりまして、女性の中にも当然ありますけれども、男性の中には、まだ固定的な性別役割分担意識や、男の子は男らしく、女の子は女らしくとか、そういう無意識な思い込みの意識が残っているものと思います。

○高橋（克幸）委員

私はこれを非常に反省しながら読みました。全くこの意識に近いというか、やはり昭和に育った年代だと思って、男子厨房に入らずみたい、家自体もそうでしたし、そういう教育を受けてきたということもあるでしょう。ただ、結婚してから、私の家内は働いていましたので、そういう意味ではいい意味で変わっていったというのがあります。

この伊藤教授が言われている、逆に男性の問題なのだという視点は、私はこれは大きいと思っています。そこが変わらないと幾ら頑張っても変わらないのだろうと思うわけです。

役所内のことで議論していますので、この担当所管である生活環境部長に伺いたいのですが、生活環境部の中で、この辺の男女共同参画を所管している部として何か意識してやっているようなことがあるのかどうか、少しこの辺を伺いたいと思います。

○生活環境部長

少し難しいというか、そういう取組に関しては職場内であればやはり目につくのは、例えばお茶を入れるだとか、そういったようなものは特に今は女性だとかではなくて当番制にしたりですとか、育児休業も、まだまだ男性の育児休業が生活環境部内では拝見ができませんけれども、育児休業も女性も取っている状況もありますし、そういった中での取組もありますけれども、意識の醸成ですとか浸透というのがやはり時間がかかるもので、先ほど高橋委員から女性の管理職登用の話がありましたけれども、なかなかそういう部分は難しいですけれども、やはりそういった中でも女性の意見を反映させるためにはそういったような管理職登用ですとかといったものも必要だと感じていますので、部内の中は当然ですけれども、この第3次小樽市男女共同参画基本計画の中で、市の取組の中でやれるものはやっていきたいというふうには考えてございます。

○高橋（克幸）委員

出席されている説明員の方を見ても、今出席されている方で女性の方は数えると3人です。ですから、単純に言えば半分近くの方が女性管理職としてここにいるのがやはり理想なのでしょう。

ですから、私が最初に議員に当選させてもらったときに、予算特別委員会などをやると結構な人数が五、六十人いるのですけれども、ほとんど真っ黒ですよね。男性しかいない。女性の方って本当に1人か2人しかいなかった記憶があります。だから、印象は黒いです。委員会の色は黒。そういう感じがしましたので、やはりこれは今、部長が言われたように時間がかかるのだろうと思うのですけれども、私はせめて、所管している部長は、所管されている部内で頑張っている女性の管理職の方にはぜひとも配慮していただきたいという思いがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎「小樽市温暖化対策推進実行計画（区域施策編）」の策定について

次に、温暖化対策推進実行計画（区域施策編）について伺いたいと思います。

これは先ほど説明を受けました、公募型プロポーザルということで、地域再エネ導入戦略策定事業という事業が入札されて応札された事業者が行ったということです。

先ほど言った温暖化対策推進実行計画と、それから地域再エネ導入戦略策定事業というのは名称が全く違うわけで、この実行計画との関係性というのはどのようになっているのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

地域再エネ導入戦略につきましては、小樽市におきまして再生可能エネルギーの導入の進め方が見えていなくて、そういう中で再生可能エネルギーをどういう方向性で整理するかというのを地域再エネ導入戦略によって整理しよ

うと考えました。

そして、この地域再エネ導入戦略というのは区域施策編の内容をそのまま反映することができますので、今回は目標としている最終的につくる計画の名称で整理させていただいたところです。

○高橋（克幸）委員

内容はほぼ同じような内容ということでいいですね。

それで、現在この実行計画の素案について小樽市環境審議会に市長から諮問されているということで伺いました。

素案の審議中ですから、具体的な数値というのは伺えないと思いますので、考え方について何点か伺いたいと思います。先日つくば市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）をたまたまインターネットで探したものですから、大体こういう感じだというのはつかめました。

言える範囲で結構なのですが、まずお聞きしたいのが中期目標と、それから長期目標と、計画期間についてどういう考え方なのかお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

区域施策編の中期目標としましては、まず目標年度として2030年度を目標にしたいというふうに考えてございます。

それと併せまして、2050年にカーボンニュートラルを目指しているということでございまして、最終目標年度は2050年度というふうに設定したいというふうに考えてございます。

計画期間としましては、来年度の2023年度から2030年度までの計画期間としております。

○高橋（克幸）委員

どのぐらい削減するかというのはなかなか中身が入るのでお答えできないと思いますから聞きませんけれども、つくば市の内容では目標を立てるのに大きく分類をして、部門別になっておりました。

ほかの市を見ても大体似たような感じなのですが、例えば産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門、そういうふうに大別に分かれているわけですが、本市の場合はこれと似たような内容になるのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

再生可能エネルギーの導入目標の数字を算定した際につきましては、国で出しておりますデータを用いまして、つくば市のように産業部門だとか業務部門だとか、そういうのを参考に内訳としては出しておりますが、その後の取組というか、そういった方向性を考える部分におきましてはいろいろなパターンがございまして、本市におきまして今考えているのは、例えば市民としての役割だとか事業者としての役割、そして行政としての役割だとか、そういう形で整理していきたいというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

何で部門の話をしたかというと、その部門でどれだけ削減するかという、そういう大きい目標が出ていたものから。

ちなみに少し計算してみたのですがつくば市の場合、全体を100とすると業務部門、要するに企業関係でいけば約4割、運輸部門が約26%、この二つだけで6割超えるわけです。いかに経済活動が影響しているかというのは、これを見るとよく分かります。家庭部門は全体の約15%程度なので、ここもしっかり取り組むと効果が出るのだというのは分かりました。

割合は別にして今のような傾向を、本市の場合にはどのような傾向なのかというのは分かっていたらお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

今押さえている概算ということになりますけれども、国の令和元年度のデータによりまして、業務部門につきましては2割弱ぐらいというふうに押さえております。運輸部門も2割弱というふうに考えてございます。家

庭部門につきましては3割弱という形で考えております。

○高橋（克幸）委員

やはり地域によって大分違うのですね。家庭の割合がすごく大きいそうですね。

この項最後の質問ですけれども、計画はまだできていませんけれども、これが令和5年度にできるということなので、問題は市でやっていた事務事業は自分たちで管理できますけれども、これも第3次小樽市男女共同参画基本計画と同じように各企業へ、家庭へ、周知をしてお願いをしなければならないという同じような構図なわけですね。

なかなか難しいのだと思うのですが、これについては今後の話ですけれども、どういうふうに検討されていこうとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）環境課長

これまで同様にSNS、ホームページ等での周知等は当然させていただきたいと思っておりますが、今回一般の家庭への周知としましては、概要版とかを整理して、町内会の回覧板、こういったものは活用したいと思っております。

また、事業者向けということで考えますと、もう既に小樽商工会議所からできたらお話に来てほしいということも言われていますので、そういうところをお願いに伺って、そういうところを踏まえて周知はしていきたいというふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

市長もゼロカーボンシティ小樽市を宣言をしましたので、大事な部門ですから、ぜひ生活環境部としても頑張っていたきたいと思います。

◎小樽市立病院経営強化プランの策定について

最後に、小樽市立病院経営強化プランについて少しお聞きしたいと思います。

今回つくった経営強化プラン（案）で、そもそもこれは何が柱なのかというのはどのように考えておりますか。

○（病院）主幹

本プランの最重要項目についてということだと思いますが、こちらにつきましては、本プランを策定する根拠ともなりました総務省の持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインにも示されておりますとおり、持続可能な地域医療提供体制の確保であると考えておりまして、資料のプランとしては2番目に記載しているところとなっております。

○高橋（克幸）委員

そうですね、私もそのように思います。

最近、非常に重要視されている、地域医療連携の構想がいかに実現できるかというのは非常に大きな課題であるし、逆に言うとそれができなければ、小樽市立病院の存続自体が本当に難しくなるだろうと思っているわけです。

「3-1 医師・看護師等の確保」について先に伺いたいと思いますけれども、私が議員になって市立病院調査特別委員会というものがすぐできました。私の記憶ですけれども、そのときの医師数が40名台前半だったと思います。43名とか44名とか。今70名近くの医師がいらっしゃると思うのですが、これはやはり並木病院局長が来られて、医師確保に毎年のようにいろいろな大学病院へ行かれて相当御苦労された結果なのだろうと私は思っております。

分かる範囲で結構なのですが、並木病院局長が来られてから局長の医師確保の動きとして、今までどのような動きをされてきたのか、実際医師数がどういうふうに推移してきたのかというのが分かればお聞かせいただきたいと思います。

○（病院）主幹

詳細な、具体的な人数は今把握はしておりませんが、まず今、高橋克幸委員がおっしゃられたように、並木病院局長自ら、もしくは大学の医局等から並木病院局長に医師派遣、もしくは勤務について、互いに依頼し合っ

うことで、依頼して、逆にこちらからもお願いしてということで医師が増員しているというふうに受け止めているところでございます。

何年度に何人が具体的に増えたかというところにつきましては、今分りかねるところですが、根本的に大学医局との連携、つながりというのが一番大きいところだというふうには理解しているところでございます。

○高橋（克幸）委員

逆に聞きますと、並木病院局長でなければこれだけの医師確保はできなかったのではないかと私は確信しているのですが、その点はいかがですか。

○（病院）事務部長

並木病院局長でなければというお話ですけれども、それはもちろんそのとおりでございまして、やはり病院局長は、大学との付き合いの中で各医局、教授方といかにコミュニケーションを図りながら人材を派遣していただくかという部分が大変重要になってきます。

その中では当然、我々の病院の中で、どれぐらい手術をしているのか、あと、職場環境がどうなっているのか、どういことが小樽市立病院に来るとメリットがあるということを、やはり医師の方々に、特に若手の医師の方々にはスキルアップという部分が大変重要になってきますので、その辺を伝えていくというところが、やはり並木病院局長は大学で教授もやっております、その辺は熟知しておりますので、その辺の影響は非常に大きいものというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

最後になりますけれども、問題は今後なのです。並木病院局長はお元気ですけれども、あと10年も20年も小樽市立病院にいてもらえるかといったら、その保証は全くないわけです。そうなった場合に、並木病院局長の影響がなくなった後の病院の医師確保をどういうふうにしていくかというのは非常に大きな課題であると思うのです。そこをよく並木病院局長と相談しながらどのように進めていくかというのを、もう検討されているかと思うのですけれども、小樽市立病院としての考え方を最後にお聞きしたいと思います。

○（病院）主幹

おっしゃられるとおり、並木病院局長の在任期間も限りがあるものでございます。その後も、根本的には大学医局への医師派遣の働きかけが肝腎になってくると思いますので、その働きかけを継続していくということはもちろんなのですが、現在、小樽市立病院にも研修医、若手医師等が勤務しておりますので、その育成を継続して、その方たちが再び当院で勤務したいと、戻ってきたいと思えるような教育体制や勤務環境の整備というふうなことも進めていくことが必要だというふうに考えているところでございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時49分

再開 午後5時14分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○丸山委員

日本共産党を代表して、議案第20号、議案第26号及び議案第27号は否決、議案第28号及び議案第30号は可決。陳

情第2号、第3号、第11号第1項目の1、第11号第3項目の1、第11号第4項目は、採択を主張し討論いたします。

議案第20号小樽市子ども・子育て会議条例及び小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案についてです。

4月に、こども家庭庁設置法が施行されることに伴い、条例の一部が改正されるものです。

日本共産党は、こども家庭庁設置法には子育てにおける家庭の役割の重要性、こどものある家庭における子育て支援という言葉が盛り込まれ、子育ての自己責任、家庭責任を求めかねず、問題があると考えます。

岸田内閣総理大臣は異次元の少子化対策と言いながら、児童手当の所得制限の撤回さえ決定しません。家庭の経済状況で子育て支援が線引きされている現状に対して、政治が責任を持ってその線引きを解消する姿勢が見られないことから、子育ての負担と責任を家庭に過度に負担させることにつながる心配を払拭できません。

そのため、こども家庭庁の設置に反対するものであり、議案第20号に反対します。

議案第26号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び議案第27号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてです。

内容は、条例の一部を改正するものですが、日本共産党はこれまで、条例に定める保育環境について本来は保育士の資格を取得した者が従事するべきところを、規定の研修と見学実習を受け、市町村長が認めた者が保育に従事することが可能であるということに問題があると主張してきました。

本来の保育士の養成と保育環境の整備こそ必要であるとする立場から、詳細は本会議で述べることにいたします。

以上、各委員の賛同をお願いし、討論いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第3号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第20号、議案第26号及び議案第27号並びに陳情第2号並びに陳情第11号第1項目の1、陳情第11号第3項目の1及び陳情第11号第4項目について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、今任期中小樽市議会を離れる委員の方々がおられますので、御紹介申し上げ、一言御挨拶をいただきたいと思います。

丸山晴美委員、お願いいたします。

○丸山委員

2019年に小樽市議会議員となって以来4年間、前だけを向いて横を見る余裕もなく、議員活動をしてまいりました。議会対応をしていただいた職員、理事者の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

今後、環境問題や人口減少など、大きな課題が立ちはだかっているのは小樽市だけではありません。とはいえ、都道府県魅力度ランキングでは14連覇の北海道、その中でも観光地として知名度の高い小樽市の魅力がさらに輝くためには、市民自身がここで暮らしてよかったと思えることが重要だと思っています。

私の次のステージはどこになるかはまだ定かではありませんけれども、人と暮らしが何より大切にされる社会の実現に力を尽くしていく所存です。

4年間、私の質問にお付き合いをいただきまして、ありがとうございました。皆さんの御健康と御活躍を心から祈念をし、挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○委員長

次に、高橋克幸委員、お願いいたします。

○高橋（克幸）委員

委員長から御紹介いただきました、公明党の高橋でございます。

1999年、平成11年初当選以来6期24年、小樽市議会議員として活動させていただきました。厚生常任委員会は2回目です。

議員生活が長かったものですから、思い出に残っているのは、やはり大きなものでは小樽市立病院の新築、それから、北しりべし広域クリーンセンターの焼却場、それから、ふれあいバスの問題もありました。リサイクルの法律がどんどん変わったので、それも相当勉強させていただきましたし、最終処分場もいろいろなところを見に行ったり、視察したり、計算式も教えてもらったりいろいろ理事者の皆さんには答えていただいたと思っております。介護保険についてもどんどん法律が変わるものですから、ある介護関係の部長については、ぼんこつ法律だという少し不謹慎な答弁をした記憶があります。

そういうことで、山田市長から始まって今の迫市長まで、市長をはじめ理事者の皆さんには大変いろいろお世話になりましたし、御協力をいただいて感謝しております。

私も一市民に戻りますけれども、少しでも市に貢献できることがあればやっていきたいと思っております。まだ若干余力があるものですから、少し仕事をさせていただきますけれども、市民の立場で市政を見させていただきたいと思います。

これまでお世話になった皆さんに感謝申し上げまして、私の御礼とさせていただきます。本当に24年間ありがとうございました。（拍手）

○委員長

続きまして、3月末日をもって定年退職される説明員の方々がおられますので、御紹介申し上げます。

（説明員紹介）

○委員長

私のほうから、丸山委員、高橋克幸委員並びに退職なさる皆様におかれましては、長年にわたり市政発展のために尽くしてこられた御努力に対しまして、改めて敬意を表するとともに、委員を代表いたしまして感謝申し上げます。これからも健康に十分留意され、ますます御活躍されることを心から祈念申し上げる次第です。大変お疲れさまでした。

散会に当たりまして、一言挨拶申し上げます。

今期の厚生常任委員会も最後です。私はもとより力不足でありましたが、4年間委員長を務めさせていた

できました。この間、私は病気のために委員会を欠席することがあって、高橋龍副委員長には大変御迷惑をかけて、代役を務めていただきました。ありがとうございました。

副委員長をはじめ委員の皆さん、そして理事者の皆様には大変御迷惑をかけております。この場をお借りしまして、改めておわびとともにお礼を申し上げたいと思います。

私は代表質問でもって、この間の一言を申し上げますので、ここで改めて申し上げるつもりはございません。この4年間、本当に議員の皆さん、そして理事者の皆さんに多大なる御協力をいただきまして、無事委員会を終了することができました。心からお礼を申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

本日は、これをもって散会いたします。